

平成29年 第81回（定例）神 河 町 議 会 会 議 録（第 4 日）

平成29年 9 月20日（水曜日）

議事日程（第 4 号）

平成29年 9 月20日 午前 9 時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 一般質問

出席議員（10名）

1 番 藤 原 裕 和	7 番 小 寺 俊 輔
2 番 藤 原 日 順	8 番 松 山 陽 子
3 番 山 下 皓 司	10番 小 林 和 男
5 番 藤 原 資 広	11番 廣 納 良 幸
6 番 藤 森 正 晴	12番 安 部 重 助

欠席議員（2名）

4 番 宮 永 肇	9 番 三 谷 克 巳
-----------	-------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 坂 田 英 之 主事 山 名 雅 也

説明のため出席した者の職氏名

町長	山 名 宗 悟	地域振興課参事兼農林業特命参事
副町長	細 岡 重 義 多 田 守
教育長	澤 田 博 行	ひと・まち・みらい課長
町参事	野 邊 忠 司 藤 原 登志幸
町参事	前 田 義 人	建設課長 真 弓 俊 英
総務課長	日 和 哲 朗	地籍課長 児 島 則 行
総務課参事兼財政特命参事		上下水道課長 中 島 康 之

..... 児 島 修 二	健康福祉課長	大 中 昌 幸
情報センター所長 藤 原 秀 洋	会計管理者兼会計課長	
税務課長 山 本 哲 也	
住民生活課長	病院事務長	藤 原 秀 明
住民生活課参事兼防災特命参事	病院総務課長兼施設課長	
..... 田 中 晋 平 藤 原 広 行	
地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事	教育課長	松 田 隆 幸
..... 石 堂 浩 一		
地域振興課参事兼観光振興特命参事		
..... 山 下 和 久		

午前 9 時 0 1 分開議

○議長（安部 重助君） 皆さん、おはようございます。非常に強い台風 18 号が日本列島を縦断しました。各地で大きな被害も出ているようでございます。被災されました地域の方には、お見舞いを申し上げたいと思います。

17 日夕方から夜にかけて神河町に最も接近したということでございまして、神河町におきましては、そんなに大きな被害もございませんでした。といいますのも、災害対策本部、そしてまた的確な情報の連絡、また、避難勧告等を早目早目に出していただきまして、住民皆様の意識も高まったんじゃないかというふうに思います。そういった意味で、神河町においては非常に少ない被害であったと、また、少しは出ておりますけれども、少し被害はあったということでございますけれども、ここで安堵したところでございます。また後ほど町長のほうからも報告を受けたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は 10 名であります。定足数に達していますので、第 81 回神河町議会定例会第 4 日目の会議を開きます。

宮永議員、三谷議員については、体調不良のため欠席届が出ておりますので、御了承願います。また、三谷議員におかれましては、一般質問の通告もございましたけれども、取り下げの申し出がございましたので、受理しておりますので、御了承願いたいと思います。

それでは、日程に入る前に、町長から台風に関する報告、お礼の発言の申し出がございましたので、ここで許可いたします。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） おはようございます。議長の挨拶にもあったわけですが、去る 9 月 17 日、午後より当地域を通過いたしました台風 18 号の状況について報告をさせていただきたいと思います。

まずは、大変大きな台風、日本列島を通過するに当たりまして、国内多くの地域で災

害が発生しているわけでございます。被災されました皆様方に私のほうからも心からお見舞いを申し上げたいというふうに思います。

それでは、台風18号の通過に伴って避難所開設、そして水防活動等でお世話になりました皆様へのお礼と、そして本日までの状況について報告をさせていただきます。

近年にない超大型の台風18号は、若干勢力が落ちたものの、勢いを維持しつつ当地域を17日夕刻16時ごろから24時にかけて通過した状況でございます。水防対策につきましては、16日に町内8カ所の指定緊急避難場所を設置とあわせて、各区分長様にも協力をいただき、集会所での避難所設置も協力をいただいたところでございます。台風の本格的な影響は、17日16時ごろから24時までの大雨による土砂災害警報発令の時間帯でございまして、水防本部設置とあわせて町内パトロール、また、水防指令3号発令とともに消防団の出動、また、避難所の運営、さらに、土砂災害警報後、町内全域に避難勧告を発令するなど、水防対策に当たりました。

心配しておりました強風でございますが、特に影響なく、集中豪雨による河川の氾濫及び土砂災害を想定をいたしました。雨につきましては、猪篠観測所での連続雨量160ミリ、時間雨量50ミリが最大でありましたが、現時点で幾らかの被害報告を受けてはおりますが、甚大な被害報告は現在受けておりません。改めまして、協力いただきました各集落の区長様、神河町消防団初め町民の皆様、関係者の皆様に心より感謝を申し上げたいと思います。

以上が台風18号通過による水防活動に対するお礼と現時点での状況報告とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） ありがとうございます。

それでは、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

早速日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安部 重助君） 日程第1、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員の9番、三谷克巳議員が欠席届を提出されていますので、会議規則第127条の規定により、1番、藤原裕和議員を指名します。

日程第2 一般質問

○議長（安部 重助君） 日程第2、一般質問であります。

町の一般事務について質問の通告を受けておりますので、ここで順次許可します。

なお、議会運営基準第91条及び91条の2の規定により、質問は一要旨一問ごとに行い、質問方式は一問一答で行うこととしています。議員1人につき、質問、答弁合わせて60分以内となっています。60分を過ぎると、質問中、答弁中にかかわらず議場内ブザーによりお知らせし、議長より発言をとめます。

会議における議員の質問は、町政上の論点及び争点を明確にするために、一問一答方式でこれを行うと議会基本条例第12条第1項において定めています。同条第2項では、質問の要旨及び論点を明確にするためのものに限り、町長等は議長の許可を得て議員の質問に対して反問することができるのと議員に反問できることを認めています。

また、同条第3項では、議員及び町長等は、限られた時間内で効率的に論議を深めるための心構えとして、発言に当たって要旨を簡潔に述べるよう努め、いたずらに時間を費やすことは慎まなければならないと定めています。いずれも会議の活性化を図るためのものですので、念のためここで申し上げておきます。よろしくお願いいたします。

それでは、通告順に従いまして、6番、藤森正晴議員を指名します。

○議員（6番 藤森 正晴君） おはようございます。6番、藤森です。18号の台風でございます。我が町では大きな被害がないという町長の報告であります。しかしながら、全国的に大きな被害を負われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。

それでは、早速質問に入ります。

一番最初の質問であります。峰山高原スキー場についてであります。

まず1つとして、スキー場工事により雨天時濁水等、濁り水ですね、より小田原川にアユ、アマゴ等に影響が出ています、出ておりました。今後どのような対策をするのかということが1点でございます。

もう1点は、完成後、スキー場がオープンし、融雪剤、塩カル、また、雪解けによる冷水等の被害が予想されるのですが、何かの誓約書なり約束事が必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の1つ目の御質問にお答えいたします。

7月2日日曜日に小田原川のアユの解禁日を控えた6月30日金曜日と7月1日土曜日の2日間において、大雨により大田池周辺のメガソーラー設置工事現場と峰山高原スキー場整備工事現場から赤土まじりの濁り水が下流域の小田原川に流れ、寺前漁業組合に大変御迷惑をおかけしたところです。この事態を受け、7月11日火曜日に開催されました寺前漁協の臨時役員会に細岡副町長ほか5人が出席し、7月25日火曜日の第2回目の役員会では、細岡副町長ほか2人が出席をし、今回の濁り水問題についておわびを申し上げたところでございます。

概要につきましては、アユの解禁日前に濁り水が流れたことにより、アユが下流に流されているのではと思われたり、解禁前に釣り客が現場を見て入川しなかったのではと思われたりしたことについて、問題解決に向けて協議を行ったところです。今後の工事現場におきましては、沈砂池の設置やのり面にブルーシートを張るなど、現場として最大限可能な対策を講じるよう指導をしたところです。しかしながら、ゲリラ豪雨といった想定をはるかに超える大雨の際には濁り水が流れ出るかもしれません。町として、現状を説明し、寺前漁協には工事の状況を十分に受けとめていただき、御理解をいただい

たところでございます。

以上が1つ目の回答とさせていただきます。

次に、2点目の質問でございます。県道、町道の除雪対策により河川への被害が出てくるのではないかの質問でございますが、国土交通省が調査しました凍結防止剤の影響について紹介をさせていただきます。

凍結防止剤の主成分である塩素イオンは、河川に流入すると速やかに拡散、希釈することが確認されています。また、河川中の濃度は、調査を行った河川の凍結防止剤流入地点近辺においても、水生生物の許容濃度を超過するような値はほとんど見られなかったとの報告があることから、小田原川においても同様の状況と判断しています。

以上、藤森議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員、一問一答ですので、1番、2番、分けて質問してください。

藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） それじゃあ、1つ目の質問でございます。今後の対策なんですけど、工事中におけるそういう形での被害がまた予想されるわけなんですけど、工事が終わり、その後のゲリラ豪雨というか、集中的な水が出ると予想されるんですけど、工事中においては、泥だめいいますか、ブルーシートなどを張っての処置をしておられるんですけど、それ以降、工事が終わった後のスキー場オープンしてからの後のそれに対する対処的な処置はどういう思いを持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。スキー場完成後の濁り水対策ということだと思いますが、現在のところスキー場工事完了に向けて一生懸命頑張っているところです。その中で、やはり原因となるのが、赤土が裸の状態でおき出しの状態になることにより、そこに雨が当たり川に流れていくという原因だと思いますので、今も沈砂池等の対策はしております。いろんな意味合いで、そういうのり面には草を生やかしたりして表面の保護的なものも考えていきながら、水対策、汚れ水対策を考えていきたいと考えております。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 工事が終わって数年たてば、また芝生なり草が生えするわけなんですけど、今回浅木等が植わっているとこの段階を削ってスキー場をつくったと。そして排水管による排水を持っておられるわけなんですけど、集中的に水が出れば排水管に勢いよく流れ出るといふところのためとか、そういうものも必要じゃないかと思うんですけど、それが勢いよく川に流れていくとなれば、同じような現象が水が出るたびに起きるといふような思いを持っておるんですけど、そこらあたりはどういう形でしょうか、そのまま谷川に排水して流そうという思いなんですか。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かに今の状態のままではやはり同じことになりますので、その中で、表面と、それから今言ったように、一気に水が出るところを沈砂池に一旦落としながら、そこで大きな砂というんですか、汚れを落として、それで表面水で流していくというようなことで対策は考えていきたいと思ひますし、今のところ、まずは表面の保護というんですか、草というんですか、そちらを生やすことがまずは大事であろうかなと思ひますので、そちらのほうを重点的にやっていきたいと思ひますし、水の流れに対しても十分注意をしていきたいと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） もう1点、原因の1つに、答弁によれば、メガソーラーによることという形が書いてあるんですけど、これも同じように影響を与えたと思うんですが、聞くところによれば、この下に水源地があるんですね。それ等における飲み水とか水源に対するそういう影響いうか、そういうものは今後考えられるんですが、そこらあたりの思ひはどうなんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。濁度による飲み水への影響については今回ございませんでした。今後も、先ほどのスキー場同様でございますけれども、植栽等によって表面をカバーすることによって流出がなくなるというふうを考えております。メガソーラーのところにつきましても沈砂池等々がございましてけれども、そういったものを十分に管理をしていくといったようなことの中で流出を防いでいくということで、飲み水への影響についてはないように対策を講じてまいります。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） しっかりそういった対策をしていただくわけなんですけど、メガソーラーにしてもスキー場においても、完成後においては、それぞれ施工業者に責任があるのか、それとも行政として、あと、その対処なり、例えば漁協内の話し合いを持つ窓口いいますか、それはどういう形になるんですか。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。完成後におきまして、やはり、もしです、もし濁り水が出たということになれば、その原因究明等によりまして、そういう責任的なものもどうなのかということは考えていきたいと思ひますし、今も、メガソーラーのほうにつきましても、人・まち・みらい課の課長が申しましたとおり、沈砂池等に土がたまれば適正にのけていくと、土砂の撤去も必要かと思ひます。そういう意味合いでのメンテの関係も発生していくと思ひますが、適正な対処をしていく必要があるかと思ひます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） ということは、それに対する窓口的には地域振興課という形に受けとめていいんですか。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。スキー場につきましては地域振興課、そしてメガソーラーの関係につきましてはひと・まち・みらい課というような担当になっております。いろんな意味合いで、もし何かありましたら別に課を超えて対処していきたいなということもありますので、御理解よろしくをお願いします。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） それじゃあ、1つ目、しっかりと対処をし、やはり想定外でしたからという形で流さないように、これは人災やというような思いを持つ中でしっかりと対処していただきたいと思います。

2つ目の質問の中なんですけど、一応融雪剤、塩カル等は影響ないということなんですけど、スキー場、シーズンオフになれば雪解けの冷水的なものが流れてくるんですけど、これについてアマゴとか、アユは別にシーズンが過ぎてきますのでどうこうないとは思いますが、しかしながら、それぞれ河川なりの影響というものが出てくると思うんですけど、それについての影響はほとんどございせんか。どういう形の雪解けという形になりますかね。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。塩カル等の成分といえ、やはり塩分というんですか、塩でございます。その中で、一時的に塩カルをまいたりすると部分的には塩素の濃度が高くなりますけども、それが全体的に川に流入する場合、広がって入っていきますので、濃度的なものは非常に薄まっていくということで、極端な話が、川にどっさりとその塩カルが入ってしまえば濃度的なものが濃くなり、そういう淡水魚には影響は出ると思いますが、今のところ広く入ってくるということで、濃度的なものに関しても影響はないということで、環境には国土交通省の調査によりますと影響はないということ聞いております。そういうところで、塩カルをまくことにつきましても細心の注意等を払いながらやっていきたいと考えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 一応基準値といいますが、塩カルが基準値をオーバーしてないとは言いながら、塩素系、そういうものがたとえ少しでもやはり魚なり、そういう生物には大きな影響を与えます。何にしても下水にしてもちょっとどうなんですかという形での答弁は、検査しましたけれど、基準値以下で大丈夫ですということは大丈夫なんですけど、影響がないということは確かにありますので、そこらあたりも十分考慮していただいて、今後、小田原川においても、また、皆さんの飲み水についてもしっかりと

と行政として取り組んでいく、初期が大事だと思いますので、事が起きて騒がれてからしますというんじゃなしに、そこらあたりしっかりと状況を見ながら進めていっていただきたいと思います。

それじゃあ、2つ目の質問に入ります。

同じように河川のことなんですが、河川に関係ある工事による補償についてなんですが、河川に影響を与える工事、災害は除くんですけども、砂防工事とかそういうものも含める中で、入札のときに振興補償金、河川に対しての振興的な基金を納めることはできないかと。また、この影響によって被害のある場合は補償という条件を入札のときに業者に含んでいただきたいと思うんですが、そこあたりの思いはどうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2番目の御質問にお答えさせていただきます。

兵庫県は、上流域で工事施工を行う場合について、町に対して情報提供を行い、町は、これを受けて工事の施工について配慮を行って進めています。一方で、現在、兵庫県及び町は、工事の発注段階において振興補償金を納めるようなことにはなっておりません。兵庫県の工事となる越知川、小田原川など本流における工事については、原則、渇水期での工事着手を基本とされており、アユ等の時期とかぶらないよう配慮されています。ただし、工期に延長がある場合には事前に協議をお願いしているところでございます。また、本流の護岸等の工事の際には、一時的に濁りが発生することもあるため、沈砂池等の対応により少しでも下流への影響がないような工夫をお願いしているところです。

一方、最近の豪雨被害防止のための砂防堰堤等の工事も多くなっております。これらは山間部での工事となることから、本流への影響は少ないものと考えておりますが、施工業者には、濁り水等の流出防止策について十分な対応をしていただくようお願いしております。このような工事につきましては、地元区から長きにわたり要望されている案件がほとんどであり、住民生活の安全・安心の確保を最優先に進めさせていただいておりますので、引き続きの御理解をよろしくお願いいたします。

以上、2番目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 一応そういう補償的なのは納めることはできないということなんですが、他の漁協をいろいろ聞いてみる中で、そういう形で河川に対する奨励金いいますか、振興的なものを納めておるところがございませぬ。これは入札に含んでじゃないようございませぬ。揖保川等を聞く中においては、業者間でそういう形がもう浸透しとるいうか、工事を受けた場合、何ぼか支払うという基準が決まっておるんですけど、それについて河川の振興をお願いするという形で納めておられると思うんですが、我が町として独自にそういうことをひとつ考えておく必要があるし、考えてもらわなければ、それぞれ漁協も厳しい中でやっておりますので、河川の復活、また、活性化を求める中での一つの資金にもなろうかと思うんですが、そこらあたりの思いはどういう思

いを持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。工事の関係でそういう振興補償金というところが、現在のところなかなか難しいというところでございます。業者さんにおいては、事前の地元調整という中で漁協さんのほうへ調整していただくというふうな形で県も進められております。工事の際には、一応調整していただくように町のほうもお願いしてますんで、その振興補償金ですか、そういう部分をちょっと町なりのほうから業者さんをお願いするということはなかなか難しいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 当然業者さん、大変苦しい中での事業、また、入札のたびに見るには、最低価格を割っておる業者が多いという入札の中で求めるいうことは非常に厳しいいうか、無理なお願いと思うんですが、そこで1つ私は思うんですが、入札の最低価格の中にそれを幾らか含む形の価格を持つ中で、業者さんにそういうお話をする中での入札ということはできないものでしょうかね。

○議長（安部 重助君） 日和総務課長。

○総務課長（日和 哲朗君） 総務課、日和でございます。入札の中で、こういった工事の場合に補償金等の明記ができないかといったような御質問だったかというふうに思いますけれども、入札につきましては、基本となるものが設計書ということになります。設計書につきましては、その現場をしっかりと完成させるために必要な仕様が記載をされておまして、それに基づくもの以外については見るべきではないという立場でございますので、先ほどから答弁があったかとは思いますが、時期の配慮であったりとか、それから最小限に濁り水ですね、そういったものの対策をどこまで想定をしてやるのかといった、そういったことでの対応ということになってくると考えております。繰り返しになりますけれども、入札の段階においてそういったものを設計書の中を含めるという範疇に、現時点ではないというふうに理解をしております。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） そういう答弁であろうと思うんですが、工事をするたびにやはり河川は、工事した護岸とかそういうところはよくなりますけれど、川自体は、魚とかそういう影響に対しては悪くなっております。魚とか、そういう生物がすむ深みとかそういうものがなくなり、さらっとした石のない河川になっております。そういう関係で、それぞれ小田原川にしても越知川にしても水が出たときに魚がいなくなるという一つの大きな原因があると思います。工事をするたびとか、また、大きな水が出るたびに河川に土砂が埋まってしまうという現状なんですけど、そういう形の採取も含める中の資金というものを思ったんですけど。また、ひどい中においては、業者として、最近、バラスか、砂の採取というものができてないんですけど、そこらあたりの今後の計

画的なものがありますかね。河川の例えばフラットのところ、土砂が上がるところを深みをつくるとか土砂の採取という、取り除くという、そういうような計画的なものがありますか。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。土砂等の河川内の堆積による撤去等につきましては、県の予算の関係もございますけども、一応区長さんから要望いただいているところを土木事務所さんのほうへ提出はしております。その状況を見ていただきながら、予算の関係もございしますが、対応をいただいている箇所もございません。今後も状況観察をしながら対応していただくようお願いしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 越知川も五、六年前ですか、災害があり、河川の工事で県の方針として河川の中の石を使って石積みしなさいと、護岸にしなさいという形です。関係上、ほとんどそういった大きな石がなくなったと。また、大きな石は削岩して砕いてまで使ったということで、特に河川においてはフラットな状況が続いております。また、水が出るたびに余計そういう現状になっておりますので、そこらあたりもしっかりと河川の活性化、また、それぞれにぎわって名水街道なり小田原川に釣り人ができるような形をつくっていただけるように、ひとつ行政のほうもよろしく願いをします。何か答えありましたら。

○議長（安部 重助君） 真弓建設課長。

○建設課長（真弓 俊英君） 建設課、真弓でございます。河川工事等で護岸をきれいにしますと、フラットになることが多くございまして、その中で、1つの方法、永久にいい方向に向くかどうかわからないんですが、大きな石を散らばせて置いてくださいというふうなことを聞いたことがあります。それで、そういう方向で県のほう、越知川も多分したことがあると思うんですけど、そういう形で、深みはなかなかつくれませんので、大きな石を点々と配置するということをお願いしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） それぞれ小田原川にしても越知川、長谷にしても、河川、また、その活性化という形に対して力を入れておられますので、やはり漁協任せというような思いを私は答弁では思うんですけど、じゃなしに、やはり行政もそれについても耳を傾けて地域づくりをしようと、これが我が町の一つの目玉いうか、こういう町をつくるんだという思いを持っていただいて、ひとつよろしく願いをいたします。

続いて、大きな3つ目の質問に入ります。

公立神崎総合病院電子カルテの導入であります。

11月から導入ということなんですが、まず最初に、これについて、関係職員はこの

電子カルテの操作にしっかり自信を持っておられますかということです。2つ目に……。

○議長（安部 重助君） ちょっと藤森議員、1つずつ。

○議員（6番 藤森 正晴君） じゃあ、これを1つこの点でお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤森議員の3番目の御質問にお答えさせていただきます。

電子カルテにつきましては、本年11月6日から本格的に稼働する予定で、現在その準備を進めているところです。特に診療科におきまして医師が機械操作になれるまでの間、医師へのサポート体制を図りながら、患者様へ迷惑のかからないように実施していくことが重要と認識しており、現在、各部署間における連携会議や訓練を行い、本格稼働に向けて万全を期すよう取り組んでいます。さらに、電子カルテ導入後は、看護記録などを医師が見ることができるようになり情報の共有が図れることから、よりよい医療サービスの提供ができるものと考えております。

以上、藤森議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 電子カルテにより、それぞれ医師、また、看護師等がこれを使ってするわけなんですけど、先ほど言うたように、この導入に当たって皆さんの今いろいろ教育なりそういうものをされておるんですが、補助的なものをつけなくても今の現状では全てクリアできるという現状で理解してよろしいんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。藤森議員の御質問の補助的なところということで、やはり実際のところ医師に、まだ心配だという医師もおりますので、開始当初は、医師事務作業補助という職員がおりますので、補助をつけながら実施してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） その補助という方は、そういう関係、医療とか医学に関係のある方の補助という理解でよろしいんですか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。基本的には、医学、医師事務補助という研修も受けておまして、医療に関する研修も受けておりますし、日ごろからそのような業務に携わっている職員でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） とはいいいながら人間でございます。入力ミス、また、これはミスによって大きなことに発展する可能性もあるんですけど、それに対してのチェックとか早期発見的なものはどういう形のチェックをされますか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。医師事務作業補助につきましては、まず、機械的な電子カルテ自体がおかしな操作をしたらチェックするという機能と、最終、医師事務作業補助が入力しましたものを医師が確認して承認という操作がございます。それで最終確認ということになっております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 最初になれるというか、初期が大事だと思いますので、しっかりとまた教育なりしていただいて、ミスとか、そういうものがないようお願いをしたいと思います。

2つ目の質問でございます。その電子カルテの導入によって、診察待ち、また、精算、予約等の時間短縮は図れるのか、これについてお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、質問にお答えさせていただきます。

患者満足度をアップするための一環として、電子カルテの導入があります。現在、紙カルテで実施していますが、本格稼働し、紙カルテの搬送がなくなれば、診察終了後、精算までは待ち時間は短縮できます。診察待ちについては、採血や検尿などの検査結果にも相当時間を要することや、各診療科の医師もできるだけ患者様とのコミュニケーションを大切にされていることから、少なからず時間がオーバーしていることも事実としてあります。特に高齢者が多い当院では、診察前後の時間を要する患者様が多く、どうしても次の患者様への影響が出てきています。また、医師の診療体制により金曜日などに外来患者様が集中する日は、どうしても待ち時間が発生してしまいます。当院では、できる限り多くの患者様を診察しようとして医師が努力しております。他の公立病院と比較しても外来患者数は多く、平成28年度におきましては1日平均488人でございます。患者様のニーズに合わせた地域医療に取り組んでいることに御理解をお願いしたいと思います。

予約関係につきましては、これまで予約センターにおいて全ての患者様の予約を行っていましたが、今後は、できるだけ診療科において予約が行えるようにしていき、患者様の負担軽減につなげていきます。しかし、当院は1人で複数科受診の患者様が多いことから、どうしても診療科における時間調整が必要な患者様がおられます。この場合は、予約センターにおいて時間調整が必要となります。当院の複数受診が多いことは、地域性もさることながら、患者様の来院回数や交通手段を考慮した上での対応であることも御理解をお願いします。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 診察待ちは、それぞれ外来の飛び入りいいですか、そういう形もあり、期待はできるようなには思わないんですが、この予約を今やっておるのが30分に5人体制ですか、予約を受けておるのが、こういうことも考える中で、前日も

言ったんですけど、やはりずっと時間的にいくと、ほとんど少ない、ないので、その30分に5という数字を3とか、そういう形にできるというような思いは持っておられませんか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。藤森議員おっしゃるように、30分に5人とか、科によっていろいろございまして、その辺は、また電子カルテが入る段階で操作の時間とかそれも含めまして、また、科によってもそれぞれ特色がございますので、できるだけ御迷惑がかからないように、また、満足いただけるように調整してまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） こないだ外来診察をしたら、次のカルテの番号が、次は何番ですよというこういうものが診察の入り口にありまして、あれはいいなと思ったんですが、できれば、もうちょっと3つ4つ前の番号、難しいかもわかりませんが、あればいいんですけど、次の番号だけの表示やったと思うんですが、そこらあたりもいろいろ事情もあると思うんですが、一応電子カルテに向けての試みであろうかと思ったんですが。

それと、精算なんですけど、精算の時間短縮が、これは大きくできると思うんですが、病院によれば自動支払い機いうんですか、今、受け付けで支払っておるんですが、自動精算機いいますか、そういう形の導入があるんですけど、そこらあたりのどういう思いを持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。自動精算機がどうかという御質問でございますけども、それと精算の時間ということで、電子カルテのメリットの一つとしまして、診察から精算までの時間が短くできるということは考えております。それで自動精算機でございますけども、ほかの病院では導入をされてるところがございます。ただ、私どもの病院は高齢の方が典型的に多くございまして、できるだけ人間が対応したほうが混乱が少ないであろうということがございますので、現在のところ、ちょっと自動精算機につきましては導入の予定がございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） この電子カルテによって、看護師なんですけど、看護師の体制は10に対して1ですか、今7に対して1が一応めどという形になっておるんですが、現在どういう形の体制をとられておって、また、今後の思いはどうですか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。病棟入院患者様の対応、看護基準というのがございますけども、患者様10人に対して看護師1人という10対1という体制をとっております。電子カルテ入ることによりまして、看護業務につきまして

は一部便利になるという面もございます。また、その看護業務でいろいろ電子カルテ、看護師も書くようになりますので、その看護師の記録を医師が見ることができるようにもなりますので、情報の共有という面では非常にメリットが高くなるというふうに考えております。体制につきましては、電子カルテ入りましても10対1ということで行く予定としております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 看護師も含めてなんですが、電子カルテによってカルテを運ぶ人員とかそういう形の影響もある中で、人員、人件的には、これについては補助とかそういうものをつける関係がふえるのか、それとも削減的になっていくのか、その辺はどのように形になりますか。

○議長（安部 重助君） 藤原病院事務長。

○病院事務長（藤原 秀明君） 病院の藤原でございます。電子カルテの導入に伴う人件費ということでございますけども、現在のところは、電子カルテ導入で管理する職員がふえてまいりますが、先ほどおっしゃったように、運搬の職員が減るとかということがございますので、カルテの運搬につきましては、古いカルテのちょっと運搬もありますので、1年ほどそのままの状況でいきますけども、それも含めると将来的には現状の人数ということで、増減なしの状態で行く予定でございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） いろいろと導入によって、なれるまで人も要る場合もわかりません。そこらあたりはまた調整しながらできるだけ人件費を抑える、また、これによってちょっと人件費が減ったというような決算ができるのであれば望ましいと思いますので、お願いしたいと思います。

3つ目の質問でございます。これによって、医師、看護師がパソコン画面ばかり見る診察になるんじゃないかということをお年寄りの方は心配されております。新聞でもいろいろと、診察行ったけれど、先生がパソコンの画面ばかり見て、私の顔を見て物を言うてくれてないんですという記事をちょこちょこあちこちで見ます。そういうことを非常に心配なりされておる思いの方が大勢おられます。なれる間まではそういう光景があるとはいいながら、やはり最初が大事ですから、そこらあたりはしっかりと目を見ながら、顔を見ながら、心の診察というものを皆願っておられますので、そういう思いはどういう思いを持っておられますか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

これまで、紙カルテの記載事実を確認しながら診察を行っていましたが、電子カルテになりますと、パソコンの画面を見ることにより患者様への対応がおろそかになるのではないかと御心配です。当院の医師を初めとする医療スタッフは、患者様とのコミュニケーションを大切にしておりますので、できるだけ画面による診察ではなく、患

者様との対話を重視しながら診察を行っていくように努めてまいります。特に入院患者様につきましては、各病室における状態を入力していく業務が発生しますので、当初はなれない面が多くあると思いますが、当院基本理念である和と奉仕により、できるだけ患者様に寄り添った治療、看護に心がけるようにしてまいります。電子化することにより当面は少し御迷惑をおかけすることがあると思いますが、日々よりよい医療サービスが提供できるように取り組んでまいりますので、御理解をお願いいたします。

以上、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤森議員。

○議員（6番 藤森 正晴君） 町民の皆さんが一番心配いうか、そういうように思っておられますので、電子カルテの導入によってやはり病院は変わったなど、他の病院は行っても冷たい感じなんですけど、ここの病院はやはり特に年寄りが多いので、顔を見て、また、場合によっては手を握りながらとかいう、そういう心の診察いうものをしっかりしていただきたい。先ほど町長の答弁の中にありましたように、和と奉仕のこの思いの中で、しっかり電子カルテが導入されて、この病院がよかったな、生まれ変わったなど、北館改築が10月からいよいよ始まります、また違う公立病院になるんだなという思いの中で、このカルテをスタートに、公立病院のますますの地元にある町民の病院であるという思いをしていただきますようお願いしまして、質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 答弁はよろしいですか。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 本年度から電子カルテ本格導入、そしてまた、質問にはございませんでしたが、PACSの導入も同時に実施をしているところでございます。紙カルテから電子カルテになるということで、いろいろな不安を持っておられる町民の皆様ではございますが、そういった不安のなきように対応していきたいというふうに考えております。これまで紙カルテを見ながら、そしてエックス線写真の画像であったり、それは壁にかけて見るような状況もあったと思います。そう考えますと、手元と、そして画面という2面性の中で、そして患者様との会話もしていかなければいけない。そう考えますと、電子カルテ導入に伴いまして、あわせてPACSということになりますと、全て画面の中でいろいろな情報が確認ができる、そして患者様との診察ができるということになりますので、私どもとしましては、より患者様との中身の濃い診察ができるのではないかなというふうに考えております。その思いといいますか、そういう状態になることを願って11月本格稼働に向けて全力を尽くしてまいりたいというふうに考えます。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 細岡副町長。

○副町長（細岡 重義君） 細岡です。診察を受けている者としてお答えしたいと思います。

私は、採血、検尿、心電図、診察、そして薬をもらって2カ月に1回ずつそういうよ

うな診察を受けております。いつも8時半から10時半までという大体2時間の時間ですが、今回9月11日に診察を受けたとき、内科ですけども、その中で、説明も画面を見ながら先生がこちらを見てきちっとお話をさせていただきますし、予約についても、今まで予約センターでしていたのを診療科で予約をしていただきました。そういう中でスムーズに時間が過ぎていきまして、最終的に10時に終わりましたので、いつもより30分短縮できたなということで、先生のほうも、入力もスムーズに行われておりますし、今言われてますように、きちっとこちらの顔を見てお話しされているという状況でございますので、今、藤森議員が心配されておりますけども、病院のほうではきちっと対応されているなというふうに思っております。以上です。

○議長（安部 重助君） 御苦労さまでした。

○議員（6番 藤森 正晴君） 状況が、なれる間、それぞれ戸惑う患者さん、特に年寄りの方はそうですので、できるだけ素早く誘導なり、また、案内等もしっかりしていただいて、心の病院であるという、地域になくはならない病院になっていただきますようよろしくお願いいたします。終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で藤森正晴議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） 次に、10番、小林和男議員を指名します。

小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 10番、小林です。本日は2件の質問をします。最初に、県民緑税の活用で山林整備を急げ、2つ目に、神河町の地形を生かした自然エネルギーでまちづくりをという2件の質問をします。どうぞよろしくお願いいたします。

1つ目の県民緑税の活用で山林整備を急げという点でお尋ねします。

平成18年に県民緑税が施行されて10年がたちました。緑税とは、和歌山県本宮町の町長さんが、水を育む山林を管理運営している源流地域の水道料金が都市部の水道料金より高額であるというのは理不尽であるという点から、都市部の住民にも森林整備に協力していただくための税制措置を提案されたのが発端なので、最初に導入された高知県や2番目の岡山県では、環境水源税としてそれぞれの県民税に1人当たり500円プラス上乗せした税金を原資に森林整備に取り組んでいます。過去に私たちとしても県に環境水源税の実施要望をお願い実施しましたが、当時、井戸知事は、どうしても都市部の方に理解が得られないと言われました。そこで兵庫県では、環境水源税ではなく、県民緑税として、森林整備とあわせて都市部の緑化率15%を30%アップを図ることを目的として発足しました緑税の原資は、5年間で約120億円、個人税の分が100億円、法人税が20億円です。それぞれの県民税にプラス上乗せして1人当たり800円のうち500円分を山林整備に充当します。300円を都市の緑化向上に充当する目的税であります。

平成28年度、我が町の住民が県に納めた緑税の合計額は465万円と聞きましたが、

県から支給された事業額がそれに満たないようであります。つまり神河町民の税金が他の市町に幾分か使われているようで、とても残念です。県民税は、202ヘクタールの広大な町土の約86%が山林である我が町にとって有利で有意義な財源であるはずなのです。森林整備は豪雨災害に備え最重要課題であります。森林は、水を蓄える水源涵養、大雨時の洪水や土砂災害の防止、二酸化炭素CO₂を吸収し酸素に変換し、地球温暖化防止の役割を果たしている。国土の約70%を占める森林の荒廃が深刻であり、森林環境と、その多様な機能の維持、回復が課題となっております。

そこで、次の3点をお尋ねします。

たまたま28年度に限り県に納めた納税額と県から交付された事業額が逆転したのでしょうか。過去10年間、県民緑税納税額のトータルと交付された事業費の合計は幾らなのでしょう。2番目として、今後5年間の森林整備事業計画を教えてください。3番目に、緑税の制度の中で、もし問題点があればお聞かせください。以上で御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、小林議員の1つ目の御質問にお答えさせていただきます。

最初に、この県民緑税は、県民総参加で取り組む仕組みとして平成18年度から導入し、森林の防災面での機能を高める災害に強い森づくりや環境改善、防災性の向上を目的とした緑化を進めています。事業としましては、災害に強い森づくりで、緊急防災林、里山防災林、針広混交林、野生動物育成林、住民参画型森林整備があり、地元からの要望、また、地権者等の同意を得られた箇所から順次整備を行っており、平成28年度から平成32年度の5カ年を第3期事業として取り組んでいます。今回の御質問の中で、平成28年度の納税額が465万円で、その額に対する事業費が少ないとの御指摘であります。町が行っている緊急防災林整備事業のうち斜面对策では398万円となっておりますが、神河町内で県が事業実施している緊急防災林整備事業のうち、溪流対策2カ所、里山防災林3カ所、さらに、県民まちなみ緑化事業を合わせますと総事業費が8,536万円で、大変大きな事業費が投じられています。

そこで、御質問の1つ目の過去10年間の納税額のトータルと事業費の合計でございますが、納税額については、過去5年間のデータしか残っていないため、平成24年度から平成28年度の5年間を集計し、納税額と総事業費を報告させていただきます。納税額は2,441万円、総事業費が4億1,329万円となっております。事業開始の平成18年度から平成28年度までの11年間の総事業費は10億3,058万円となっております。

次に、今後5年間の事業計画ですが、県への要望箇所もあわせて報告します。まず、里山防災林整備が越知、高朝田、南小田、栗区の4カ所、針広混交林整備事業が淵地区の1カ所、野生動物共生林整備、いわゆるバッファゾーン整備と広葉樹林整備は、根

宇野、赤田地区の2カ所でございます。なお、住民参画型森林整備は、現在のところ要望がないといった状況でございます。

次に、県民緑税の問題点でございますが、森林整備事業を進めるに当たり、事業に対する所有者の同意を得ることが一番の課題であります。この事業については、所有者の工事に対する負担はありませんが、立木補償がなく、理解を得られにくいことがございます。今後については、地域住民や所有者の方にそれぞれの事業の概要、目的等を御説明し、理解を得ながら災害に強い森づくりを進めてまいります。

最後に、現在、平成29年度与党税制改正大綱において、市町村が主体となった森林整備等の財源に充てるための森林環境税の創設に向けて検討されているところであります。平成30年度税制改正において結論を得ることとされています。その内容については、1つに、市町村から所有者に対する間伐の要請などの働きかけの強化、2つに、一定の要件のもとで所有者負担を軽減した形で市町村みずからが間伐を実施、3つに、要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合において市町村が間伐を実施など、市町村の体制支援を行いつつ市町村の役割を強化する内容となっております。具体的な取り組み、実施時期については現在未定ということですが、この森林環境税が創設されることにより、県民緑税について少なからず影響があるのではないかと認識しているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員、1点、2点、3点と個別に質問をお願いいたします。
小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいまの答弁の中で、非常にたくさんの助成金をいただいているということをお聞きしまして、安堵したわけなんです。私が以前に税務課で幾らほど納めて幾らほど還元があるんかということをお尋ねしたときの答弁では、398万円いただいているということで、これは今の説明でわかったんだけど、斜面对策、緑税全体の中の一部の部分聞いて、それを私が1年間のいただいた分と早とちりしてこんな思いに至ったわけなんですけども、しかるべき政策が生かされているというふうなことで、安心しました。1番目の質問は、これで十分理解できました。

ここで、通告にはしてなかったんですけども、整備された面積は、もしわかれば。

○議長（安部 重助君） 通告できてないやつは答弁がちょっと難しいと思いますんで。

○議員（10番 小林 和男君） ええ、正確じゃなくても、おおよそで、もしお答えいただければと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） できますか。

多田地域振興課農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。緊急防災林事業の中の斜面对策につきましては、平成18年度から28年度まで、町がしている部分になるんですが、1,254ヘクタールでございます。県のほうにつきまし

ては、集計は箇所数でございますので、面積的にはちょっと集計しておりませんので、御了承いただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 2番目の5年間の森林整備事業計画を教えてくださいと通告してる、これも町長の回答の中でおおよそあったみたいなのですが、もし詳しく金額とか面積も計画の中で今わかるようであれば教えてもらったらうれしく思います。いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

28年度以降につきましては、先ほど町長の答弁の中で、箇所数とか地域の話はあったと思うんですが、面積的にいいますと、29年度の計画で4カ所で45.3ヘクタールでございます。細かいことを言いますと、斜面对策がそれでございますして、里山防災林整備につきましては、29年度が2カ所で南小田が13ヘクタール、越知が21ヘクタール、それから30年以降、要望の部分もあるんですけど、栗で23ヘクタール、高朝田で9ヘクタールでございます。それから針広混交林につきましては、溯地区で31ヘクタールと、それから野生動物共生林整備のバッファゾーンですが、29年度が根宇野地区で20ヘクタール、30年以降が赤田地区で23ヘクタールで、以上でございます。住民参画型森林整備については、今のところ要望がないといったところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 3番目の質問も、最初に1回に読み上げてしまったので、町長からの答弁も一部あったんですけども、県民緑税の問題点として、地権者、所有者の同意が得られにくいという問題点があるというふうに言われたんですけども、これも個人負担なしの100%事業なので、ただ、立木補償がないというふうなことがネックになってると理解するんですけども、やっぱりこれだけ地球温暖化いうんか、気候変動が激しいゲリラ豪雨とか非常な豪雨災害が頻繁に起こっている昨今でございますので、粘り強く地権者に同意を得てもらって、少しでも広い面積を整備していただけるように思うんですけども、その辺の取り組みのほうはいかがですか。

○議長（安部 重助君） 多田地域振興課農林業特命参事。

○地域振興課参事兼農林業特命参事（多田 守君） 地域振興課、多田でございます。

先ほどの問題点という中で、地域としては要望があるけども、地権者の同意が得られないといったところがネックになっているというところでございますので、町としては、この事業の趣旨とか内容等をいかに住民の皆さんに理解していただく、所有者の皆さんに理解していただくということが非常に大事になってくるのかなと思っております。今後、今現在、山林部長会議の中でそういった事業の説明をさせていただいてるんですが、もう少し広い範囲といいますか、いろんな方法があると思うんですけども、理解を

していただくような努力をしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 町長も答弁の中でおっしゃいましたけど、国策として森林環境税が計画されているというふうなことで、議会も同じ思いで今おります。そういったことで、森林環境税の内容がどうか、その内容はあれですけど、恐らく県民緑税の考え方が基礎になると思いますので、また、国費でそういった作業、除間伐とかいろんな施策をしていただくという法律の立案可決を希望するわけなんですけども、もしかそういったことになっても、最終的には個人の所有者の理解がなければ幾らいい制度でも実行が難しいということになりますので、息の長い話ですけども、所有者に根気強く、また、地域もそういった必要性の盛り上がりを醸成していくというふうなことが今から特に必要になると思うんですが、もう一度その辺に対しての思いがありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 野邊町参事。

○町参事（野邊 忠司君） ひと・まち・みらい課の野邊です。先ほど森林環境税、国税のお話もあったところなんですけれども、今、8月末時点でその税制改正案の要望を林野庁のほうから財務省に提出したというような状況になっておりまして、これ今後ヒアリングとか、あと、自民党の税制調査会、そういったところで議論をされまして、例年ですと12月の10日前後に税制改正がまとまるというような流れになっております。

今回の税制改正の内容につきましては、昨年度の税制大綱を基本にしておりまして、先ほど町長からも答弁ありましたように、市町村から所有者に対して間伐の要請などの働きかけを行うということがまずあります。そして一定の要件下で所有者負担の軽減をした形で市町村がその間伐を実施、いわゆる代行ですね、そういったことも考えてありますし、どうしても山を手放したいという方につきましては、いわゆる公的ですね、市町村が寄附をいただいて公的管理と、そういったところまで踏み込んだ内容になっております。森林所有者、地権者が同意をしていかないと、なかなか進まないということもいろんな問題点として上がっております。そこで、市町村が中心になって間伐を進めるような、そういう今の税制改正の要望の内容になっておりますので、今後こういう税制改正が制定されましたら、順次そのように地権者の理解を得ながら市町村が中心になって取り組んでいく形になるかと思っております。また、その導入時期とか1人当たりお幾ら徴収するかとか、そういった細かなところは今はまだ決まっていないところですけども、一日でも早い導入をお願いしたいというふうに考えております。

1つ今ちょっと問題になっておりますのが、37府県で独自に森林環境税というのを既に導入されておりまして、いわゆる国税、もし今度集めるとしますと、その地方単独で集めている地方税との二重課税ということがよく言われております。今、国のほうでは、いわゆる使途ですね、財源の使途を差別化しながら県の税がなくならないような方

向で今調整をしているところでございます、兵庫県でも、せっかく18年度につくられたこの緑税ですので、今32年まで条例では継続することになってますので、それがなくならないように引き続き緑税の確保によりまして森林整備が進むことを期待しております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の答弁で30何県ですか、全国で、こういった各自治体で取り組んでいる税制度、それと、大阪、東京都、大都市圏がそういったことに今、緑税的なことに取り組んでない。それは国策となればそれが網羅されるということで、非常に人口規模から大規模の税収が期待できると思うんですけども、また反面、二重課税というふうなことも心配されるわけですね。ですから、これは兵庫県でもどこの自治体でも地方自治体で組んでるのは5年刻みでやっていますので、二重課税で負担が厳しくなれば、それはまたそれで見直しもあろうかと思えますけども、とりあえず今ある制度で今ある財源、この緑税の財源は、環境水源税も森林税もそうなんですけども、まさに神河町みたいな源流のまちのために創設されたような税制度なので、もう十二分に活用していただきまして、今現在でも11年間に10億3,583万円、巨額な助成をいただいております。これに甘んじることなく、また全てこういったものは要求いうんか、要望を上げていかないと助成は出ないので、今も真剣に取り組んでいただいていると思えますけども、気候変動のこういった激しい時期なので、取り急ぎ今より強化で今ある制度を十二分に生かして安全・安心のまちづくりに役立てていただく、安全・安心の住民生活が送れることが、一日も早くそういった状況になりますことを期待してこの1番目の質問を終わりたいと思えますけども、もしコメントがありましたらお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小林議員の御質問に答弁させていただきます。

この神河町の地域創生を進める上において、もう何回も言っておりますが、山の再生、そしてまた、鳥獣害対策も含めて絶対に重点的に取り組まなければならない政策であるというふうに認識をし、強い思いでこれからの整備に当たっていきたいというふうに考えております。

具体的には、毎年、兵庫県への要望、これは県民緑税ということになってこようかと思えます。そしてまた、間伐を中心とした事業の予算確保、これは県、そして国への要望ということになってまいります。当然国への要望につきましては、西播磨市町長会、また、兵庫県町村会、さらには、兵庫県治山林道協会におきましても昨年東京のほうに出向きまして、林野庁、そしてまた、総務省等へ要望もしたところでございます。ことしは、財務省のほうへも治山林道協会として要望に上がろうということで、兵庫県の治山林道協会の会長は谷公一衆議院議員ということでなっております。とにかく財務省で予算確保ができれば、それがそのまま農林水産省、そして林野庁に配分されるということになりますので、そういった活動にもどんどん取り組んでいきたいというふうに考え

ているところでございます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 1番目の緑税の思いは、私も執行部も考えは一致したようでございます。今後の取り組みに期待して、2番目の質問に入ります。

次に、2つ目の神河町の地形と水を生かした自然エネルギーでまちづくりをというテーマで質問に入ります。

我が町の急峻地形を流れる豊かな水資源を生かして、峰山の太田池から長谷ダムへの高低差でつくられた揚水発電所は原子力発電所1基分に匹敵する大発電規模で、我が町の税収財源と観光資源として重要な財産であります。そして電気のまち神河として、冬の蛍のイルミネーションの町中が華やかな彩りで楽しい雰囲気づくりを住民様の御提案で奉仕されていると聞いております。クリスマスには家族で見物させていただき、楽しませてもらっております。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

さて、我が町には、自然エネルギーを活用した水力発電所が明治時代からたくさんつくられ、明治政府の近代化、重化学工業の発展に伴う大量電力需要に対応するため電力を供給してきたという歴史があります。今から108年前の明治42年に南小田第一発電所、明治44年に市川発電所、大正8年に南小田第二発電所、大正11年に宮野第一、第二発電所が建築されています。また、今はなくなっておりますが、越知川では、岩屋に水力発電所があったころ、私は粟賀小学校2年生の遠足で発電所を見学した思い出が今も鮮明に残っています。我が町には、農業用水路に水車を設置し、水田に水をくみ上げて生活に取り入れてきた新野の水車は、元禄6年から現在まで324年間の伝統文化が今まで引き継がれ、我が町の大切な観光資源として守られてきています。

そこで、昭和30年ごろまで各集落で使われていた米つき用の水車や線香水車を復活して、町全体を超ミニ発電所のテーマパークとして例えば携帯電話やスマホの無料充電所にも利用し、バッテリーに蓄電し、シシ垣の電柵の電源や夜間照明に利用し、余剰電力を売電すれば電気のまち神河として観光客の話題となり、町の発展につながると思うのですが、いかがでしょうか、御答弁をお願いします。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

平成26年3月に策定いたしました神河町再生可能エネルギー基本計画において、太陽光、小水力、風力、バイオマスなどのエネルギー利用の検討をいたしております。特に越知川では、関西電力の旧水力発電所の水路が現存していることから小水力発電の復元に向けて検討をいたしましたが、設備投資経費が高額であること、河川水量が減少していること、水利権の取得や環境調査等も必要であることなどもあり、地域主導での整備は困難であり、事業推進する企業があれば協力していくとの結論に至っております。

また、発電した電力を売電して収入を得なければなりません。関西電力鶴居変電所における電力の空き容量が少なく、50キロワット未満の低圧連系は可能ですが、50

キロワット以上の高圧連系はできない状況となっています。送電線の改修には約30億円の工事費と工期も最低3年が必要とのことです。これらの状況から、売電を目的とする発電所設置は当面50キロワット未満の発電所整備となります。結果、谷川を含む河川での発電は発電量が大きくなること、また、井堰や河川内に固定した構造物を設置することは認められないことから、設置は難しいと考えざるを得ません。次に考えられるものとして、農業用水路等に設置する超小型の発電所がございます。発電設備が比較的容易であることから投資経費も安く抑えることができますが、反面、必要水量が確保できるかが課題であり、発電量も小さいことから売電収入を確保できるかが事業実施の鍵となります。結果として、売電収入が見込めない場合は、費用対効果の視点からも大変厳しいと考えているわけでございます。

以上、質問の答弁とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の町長の答弁では、売電には高圧電力の受け入れ体制が整っていないから大量の電力の売電は不可能というふうな、そのように理解するわけなんですけども、私が思うには、水車と電気、水車ですね、水車は江戸時代、元禄時代から新野に水車を回して生活に役立てたという歴史があります。それから電気は明治時代から100年以上の電力供給を、水量発電ですね。ですからそういったことのアピールいうんか、話題性いう、そういった先人が取り組んできたという思いを現在につないでいき、それを話題性として町をPRする、売って収益を上げるというふうなことも大切ななんですけども、ほんまにミニ発電、ネットで見ますと、1,500円ぐらいから溝にちゃぶとつけて発電するいうふうなミニ発電機も販売しておりますし、それから水路に設置する10何万のいろんなもんも、その水量によって発電機は千差万別たくさん出回っておりますけども、大量に大がかりなものも必要なんですけども、ほんの小さな水路でも小さな水車を回して微量の電気を発電して、子供たちの学習材料にもなると思いますが、観光客の話題性を生むと思うんです。

そういったことで、全国でもこういった神河町みたいな山間部で特に取り組んでおられるところがあるようです。岐阜県の郡上市なんか、ネットで見ますとたくさん水車が上がっております。それから長野県でもそういったことに取り組んでいる山間集落、まちおこしで取り組んでおられるところがあるんです。ですから、せっかくの地形と水量、もとの材料はあるんですからそれをどう生かすかということで、先進地を見学することも大切なことだと思いますし、ただ受け入れの電力のマックスが制限があるからそれで諦めるんだじゃなしに、その範囲内でおさまる範囲で、わずかな、水車も、スクリー型とか、ああいったくるくる回る水車型とかいろんなタイプがあります、水力発電のタイプがね。そういったのを一堂にずっと並べてすれば、きっと話題性が上がって観光資源になると思うんですが、売電の収益で費用対効果の部分を度外視して、観光資源としての取り組みの可能性はいかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 小林議員の御質問についてでございます。1回目の答弁といたしましては、質問の内容が、水車を回して、その小さい発電というような質問に至っておりませんでしたので、比較的大きな、例えば越知川の話も出てきましたので、その越知川、岩屋の発電所の復活ということについては、当然これまで調査もしてきましたので、そう考えますと、それ相当の規模での発電による売電、そして収入を得ていくという、そこをこれまでやってきましたので、それについて答弁をさせていただいたわけでございます。それ以外の、売電というよりも、これは発電したものを自分たちで利用するといったそういった質問になっておりますので、この部分については、今後いろいろな形で考えればいかなというふうに思っております。

ただし、小林議員が思い描いていらっしゃるそういった事業全てを町が、行政が100%主体的にやるのかという点については、私は、それはなかなか厳しい環境にあらうというふうに思うわけでございます。なぜならこの平成28年度の決算、そしてまた、今後の見通し、いわゆる財源です、国の地方交付税、いよいよ一本算定に向けて予算規模も縮小していかなければいけない。さらに、定数管理も今後もっと進めていかなければいけないという状況にある中で、新たに事業を展開するということは、そこに必ず人の配置が必要になってこうかと思えます。小さい事業だからそんなに人は要らないというふうに思いがちになるんですが、小さい大きいかかわらずやはり人は配置をしていかなければだめということになるわけございまして、私といたしましては、小林議員が提案されました内容については、ぜひそれぞれの地域でいろいろと研究していただきたいな、そこに行政としてどんな助成ができるのか、そういうところを考えていければなというふうに思います。小さいことからどんどんアイデアは実践していただいて、そこからいろんなものがまた見えてくるんだらうというふうに私自身は思っております。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の答弁によりますと、行政主導じゃなくて、地域からというふうなことなのです。それはそれでいいかと思えます。例えば、地域で仮に10集落ほどで10基ほどの水車を復元したいというふうなそういった要望があった場合、何ぼ小さな水車でも10基ともなればかなりの費用が要ると思えます。そういった場合の助成金をいただけると思うんですけども、過疎債の流用はそういった部分には不向きなんでしょうか、そういったことも流用しても大丈夫なんでしょうか、この辺のことは教えてほしいと思えます。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。まず、過疎債の使用の前に、国、県の補助制度がございますので、まずそれを適用していただくのがよいのかなというふうには思います。中身的には、事業化に対する検討ですね、実際に現場の流量、水量がどれぐらいあって、どれぐらいの発電規模のものを設

置ることによってやはり採算がとれるかといったようなところも、地域の方がやられるにしても重要視になると思いますので、そういった部分の調査あるいは設計、そして設置の工事の等々も見れる部分がございます。融資制度等もございますので、事業化といえますか、集落でそういった御希望がある際は、まず私どものほうに御相談をいただければ、事業メニュー等もお知らせをすることができるのかなというふうには考えておるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今の答弁で大分希望の芽が開いてきた、期待感が持てそうになったと思います。うれしく思います。

それで、もう本当の超ミニ発電、溝にちょぼっとつけるようなやつなんかでも、学校周辺に、これは公費でしないとだめやと思うんですけど、設置して教材として子供たちに、こういった発電の仕方があるんや、また、昔から神河はこういった水車を利用したり、発電の歴史があるんやという教育の一環としてそういったものを設置していただければいいかなとちょっと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 答弁。

松田教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課の松田でございます。小水力の発電につきましては、寺前小学校に一昨年、もう少し前だったと思いますが、1基設置をしております。ただ、現状としては、それを見て活用することができないというのが実情でございます。また、越知につきましても、先ほどもありましたように、過去にはそういう水力発電をしたということで、今後そういう面で、学校の教育の中でもそういう単元が出てきたときには活用してまいりたいというふうに考えるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今、教育課長のお話では、寺前小学校の前に設置していると、現在、それは非常にいいことなんです。それが見えないというのはどういったことなんでしょう。せっかくのものをみて学習の教材に生かさないという意味がないと思うんですけども、その辺、見えるようにはできないんでしょうか、そこのところをお尋ねします。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。現在、寺前小学校の前に、発電というんですか、小さなものあるんですけども、実は水路の中に設置しているんですけども、非常に深くて、そのふたをあけますと、深いところにありますので、見ていただくにはちょっと危険もありますので、簡単にはのぞけないような状況のところに設置しているというのが現状でございます。ですから本当に簡単に見えるところになれば小さい子供たちでも見れるところがあるんですけども、寺前のほうは、そういうようにちょっと深いところに小さな発電施設というんですか、そ

れを設置しているような状況でございます。以上です。（発言する者あり）

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。これにつきましては、県の農林のほうの補助をいただきまして、その分で小さな発電というんですか、そのときは県のほうも、いろんな水路または大きなところでいきますと砂防的な堰堤ですね、あそここのところに水路を小さなもんつくって、それから水を引いて発電ができないかとか、いろんな意味で再生可能エネルギーの調査または実施をやっていたときがございます。今から約3年ほど前だったと思います。そのときに今の寺前小学校のところに設置したような状況です。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） せっかくあるもんが見えないというのが非常に残念と思うんですけど、上の上ぶたを強化プラスチックとかそういったものにかえてでも、また、暗いようでしたらスイッチ入れたら照明がつくというふうな、とにかく見れるように改造はできないんでしょうかね。お願いします。

○議長（安部 重助君） 石堂地域振興課長。

○地域振興課長兼ひと・まち・みらい課参事（石堂 浩一君） 地域振興課、石堂でございます。確かに見えるようにするというのであれば、照明とか、そしてふたのところですね、かえるとか、改造する必要はあるかと思えます。この設置に当たっては、特に小学校前ですけども、教材という観点からの設置ではございませんでしたので、その場所に今は置いてるような状況でございます。教材ということになれば、また適切な場所を選んで設置する必要があるかと思えます。以上です。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） 今のところは教材としては無理やということなので、寺前小学校に限らず、粟賀小学校も横に水路が流れておりますし、越知谷小学校だって近くに水路があると思えますので、それぞれの水量に合った本当に小さな超ミニの発電機の設置をすれば、子供たちに大きな夢が与えられると思えますので、その辺のところから検討をお願いして、また、集落間、地域等のまた要望があれば、それにそれなりの対応をお願いしたいと思います。もしコメントあれば。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 一番最初の答弁の中でも申し上げたんですが、平成26年3月に神河町再生可能エネルギー基本計画というものを策定をしているわけでございます。その当時から神河町において太陽光パネルによる発電の企業からの提案等もございまして、ちょうどその当時に策定をしたものでございます。そのときは、当然神河町は関西電力の揚水発電所があると。そのほか小水力発電所がある、さらに、それぞれの個人、家庭で太陽光発電もされているというふうな中で、私たちも知らなかったのですが、実は神河町の再生可能エネルギー自給率ですね、揚水発電所を除いて、これはたしか兵庫

県一、近畿圏内でも上位にあるということがわかったわけございまして、それとあわせて、風力発電というものも取り組んではどうかというふうなことも当時関西電力さんのほうからも少しお話もありまして、ならば、以前から電気のまち、発電所のまちということで、この基本コンセプトで町をPRしてはどうかというふうなところで計画を策定したものでございます。

そこには、大きな発電所もあれば、今、議員がおっしゃるように、教材として子供たちの勉強できる環境整備ということでの発電ということも取り入れてはどうかということも当然考えられることございまして。やはりこれから神河町の将来を担う子供たちによりよい教育環境というものが私は非常に重要だというふうに考えております。なかなか厳しい財政の状況ではございますが、ぜひこの教育に対して予算はしっかりと確保して進めていかなければいけないなというふうに考えております。その基本姿勢に立って御提案いただいていますことについても、今後、ぜひ私、個人的には教材としてできればなというふうに思うところございまして。そういうことを今後実現に向けて検討できればというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 小林議員。

○議員（10番 小林 和男君） ただいま町長より大変新しい情報ですね、自給率、県下だけじゃなしに近畿圏で1というふうな神河町の……（「上位です、上位」と呼ぶ者あり）上位ですか。輝かしい実績がありますし、明治、江戸時代からの長年にわたる古い伝統もつないでいるという、そういった素地がありますので、せっかくのそういった素地に今から磨きをかけてまちづくりに生かしていけたらという思いで提案したわけなんですけども、何分今後に期待しますので、どうぞよろしく願います。これで私の質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で小林和男議員の一般質問は終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで暫時休憩をいたします。再開を11時ちょうどいたします。

午前10時43分休憩

午前11時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

次に、1番、藤原裕和議員を指名します。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 1番、藤原裕和でございます。今回の一般質問は、3点、3つの質問をしたいと思っております。どの質問も、若い方の御意見が、私の耳に直接皆さんの声を聞いた中での質問になろうかと思っております。町長におかれましても、この定例会、9月の定例会が2期目の最後の定例議会となっておりますので、今回、若い方々の御意

見のもとに町長の見解を問うものでございます。

それでは、失礼をいたします。まず、1点目の町政への不満についてであります。

不公平その1、これは住宅取得等で、少し早く新築しただけで何の恩恵も受けていないと若者世帯の多くから不公平との切実な声がございませう。補助制度の予告期間が余りなく、いきなりの施行でした。切りかえの十分な配慮がなされず、これは、私も含めて認めた議会も私自身の考えも、この住宅取得の補助金の施行そのものは失政であったと私自身も反省をしております。せめてこれらの若い方々の御意見としては、固定資産税などのそれまでに家を新築された方の減免措置、こういう部分でこの格差が埋められないでしようかという問いであります。

それからもう1点は、不公平その2としましては、幼稚園、小・中学校の統合が進んでおるところでございます。通学の形も、バス通が進み、無料化となっております。しかしながら、従来からの寺前小学校・幼稚園での新野駅利用の列車通学児童、また、神崎小学校区、神崎小学校・幼稚園での遠距離バス利用、これについては貝野区とか山田区の一部だろうと思うんですけども、そういう部分の遠距離バス利用での交通費の負担が多い、こういう声をいただいております。何とかほかの統合されたバスでの通学者の無料の方と同じ扱いにしてほしい、無料にしてほしいとの声がしきりに聞こえます。この交通費の件についても、この格差を町として教育委員会として埋めることはできないでしようか、この点についてお伺いをいたします。

○議長（安部 重助君） 町長にお願いしておきます。まず、今、不公平1、不公平その2ということでございませうので、1点、2点、別々に答弁をお願いしたいと思います。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、1つ目の質問にお答えさせていただきます。

若者世帯住宅取得支援事業補助金は、新婚、婚姻予定者、子育て世帯のいわゆる若者世帯の方が町内で住宅を新築、購入等で取得される場合に、住宅取得費用の一部を補助し、若年層の定住を促進し、活力あるまちづくりを進めるための補助制度として平成27年度に創設いたしました。当初は、取得費用の10分の1、上限100万円に、町内経済の循環のためにも町内事業者を活用いただいた場合には50万円を上乗せする経済循環型の若者世帯住宅取得支援制度としてスタートし、2年間で28世帯の方に御利用いただいております。

平成29年4月からは、さらに、町産木材の需要拡大のために、町内製材所から地域材を10立方メートル以上使用していただいた場合には40万円の上乗せを制度化し、最大で190万円の支援制度に拡充しております。さらに、若者世帯が両親と同居時に必要な改修工事など住宅リフォーム支援事業も開始し、最大で90万円の支援を行うこととしております。また、平成28年4月からは、水道、下水道及びケーブルテレビ加入分担金、合計53万4,000円を免除するなど、若者世帯の定住に向けて強力で事業推進しているところでございませう。

さて、御質問の不公平感でございますが、これまでも議会答弁で申し上げておりますが、政策を議論し、決定する政策調整会議において周知期間やさかのぼり救済措置なども議論も行いましたが、本補助制度は、国の社会資本整備総合交付金を活用し2分の1の国庫補助を受けて行うものであり、年度内着工、年度内完了が条件であったことから、施工日以前の救済はできませんでした。したがって、議員御指摘の失政には当たらないことを申し添えておきたいと思っております。一方、年度をまたいで工事完了となり得ることもあることから、この場合の対応策についても検討を行ってまいりました。結果、国の補助対象には該当しないことを踏まえ、苦渋の判断として、町単独補助として年度内着工、年度内完了の場合の2分の1、最大95万円の補助制度を新たに設けたところです。

さて、固定資産税の減免での格差是正をとのことでございますが、町税の減免を実施すると地方交付税が減額されるなどの財政措置もあることから、現実的ではないと考えております。現在は、制度の新設など、特に住民周知が必要となる制度の創設の際には、周知期間を6カ月はとることを基本に職員にも周知徹底しているところでございます。いずれにしても、当制度の趣旨を御理解いただき、定住人口の増加と若者世帯だけでなく、町が活性化し、将来の神河町が豊かになるという大局的見地で捉えていただき、御理解をいただきたいと思っております。

以上、藤原議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原議員に申し添えます。不公平その1について追加質問があれば受けます。

藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 町長の答弁、見解は、それぞれその当時、27年度からの創設ということで、例えば私の担当委員会でもございました。委員会の中でもいろいろ、周知期間、いきなりその補助制度を取り入れるということが、それ以前に建てられた方、それから確かにこのちょうどまたいで着工されとる方が町内に私がちょっとわかるとる範囲で約3軒ございますね。工事をしておりながら、その周知がもう少し早く、今、町長が言われた6カ月という、私は適当だろうと思うんですけども、これぐらい少し早く知っておけば、やっぱり補助制度が受けられとったと、100万円とか結構大きな金額ですね。せっかく若者定住の施策を導入しながら、そこら辺が4月1日の時点で工事中の家が約3軒は私の知るとる限りでありました。その方には大変申しわけない思いをしております。委員会でも、たしか11月の委員会にちょろっと出たと思うんですけども、それから2月の委員会に正式に27年度の計画がたしか出よったと思う。委員会の中でも委員各位から、こういう制度のいきなりの導入が、そういう今建てられとる方、去年建てられた方に対しての差というものが大きく問題になろうということが出たんですけども、いきなりということで、少しでも若い方を定住させようということでの思いで我々議会も4月1日からということでは認めたくはなすけれども、その後のフォローが、

政策調整会議でもいろいろその後されたようにも聞いておるんですけれども、何とかそういう方の手だてがしてほしかったなという思いであります。

例えば、その中で、家の契約時期が、これある方の御意見なんですけれども、数カ月早かったら、もうこれが一切私は補助金の対象になっておりませんと、もう少し早かったらと、こういうことを言われた。もう少し早かったらこの100万円のローンの返済が助かっておると、こういうことです。予告をもう少し早く、それこそ半年ほど前に知らせて、もっと、できるだけ前のほうがいいんですけれども、そういう家をされようという方に少しでも早い段階でお知らせをしてほしかったなと、私たちは何の補助金の恩恵も受けていないと、これが3名の生の声でありますね。そこら辺が、いい制度を取り入れるんはいいんですけれども、やはり委員会でもたしか出とったと思うんですけど、周知期間、そういう部分がやはりスタート、その差というものが大きいんで、100万、150万の補助を受けられるか受けられないかという部分で、同じここへ、神河町へ定住されておる方のそういう差というものが、まだ今現在こういう形で私も含めて議員の耳には聞こえてくるわけでありまして。そういうことのできるだけないようにしていただきたいと思っております。

また、特にこの後、しんこうタウンの関係でも質問するんですけれども、しんこうタウンの分譲中に補助を受けられなかった家、それから新しく補助制度にのった方がそれぞれ区の中でおられます。そういうこともあんまりこういう場で言うのもなんですけれども、確かに不公平感を生んだという部分で、何か手だてが少しでもできないのかなという思いで質問しております。担当課の方、この答弁について答えていただけるものなら答えていただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。議員御指摘のとおり、周知期間というものがやはり大切であろうと思っております。いきなりのスタートで大変不公平感があるということではございますけれども、先ほどの町長の答弁の中にありましたように、その時点でも、委員会の御意見も受け、政策調整会議の中でさまざまな意見交換がされました。何とか救済できないかといったような部分と、国の制度を利用して補助を行う以上、やはり年度区切りという部分が必要であろうといったようなところの中で、また、議員の御質問の中にもありましたけれども、やはり若者世帯に対する助成ということで、できるだけ早く事業実施をすることで町の政策を進めたいといったようなところの意見等々もある中で、最終的には周知期間が短かったということがございますが、事業実施をやっていったというようなところでございます。

また、何とか救済をとったようなことで、このたび固定資産税の部分の対応ができないかといったようなところがございますが、トータルとして判断をした場合に交付税等に影響がしてくるといったようなところもございまして、その部分での対応はいたしかねるといったようなところでございます。どちらにいたしましても、やはりその周

知期間ということがこれからの各種政策の中では大変大切だというふうに考えておりますので、先ほどもございましたように、できるだけ早い時点で町民の皆様にさまざまな角度で情報提供をすることによってこういったことがないようにということで、各課の事業実施を進めていくということで庁内も意思統一をしたところでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 事情はよく理解はするんですけども、事実ここ2年、3年たってもそういう町民の方、特に若い方がここへ移り住んでこられて、今言いましたとおり、町政のやり方一つで不公平を生んどると。私らは何の恩恵も受けてないんやと、そういう声を聞く以上は、私も議会の一人であります、そういうところで、大変この部分がもう少しこういう声に対応をその当時できとったらいいのになと思うんですけども、今となっては大変難しいというような、担当のほうもそういうことなんですけれども、できるだけ今後においても、そういうこと、新しい制度を取り入れる限りはそういう不公平感を生まないという部分が大事になろうかと思うんですけども、その点について再度町長の御答弁お願いいたします。

○議長（安部 重助君） 細岡副町長。

○副町長（細岡 重義君） 先に私のほうから。政策調整会議でも十分に議論いたしました。周知期間を設ける場合、次の年度に入ってしまうということになれば、1年で建てられないので、その次の年の人がこの制度を受けられないということが出てきます。そういう中で、地域創生事業として取り組むということ、また、国の2分の1補助があるということ、そういうような中で、もう早く制度を開始したほうが良いというような結論の中で、年度当初から行ったということでございます。議会でもいろいろと議論がありまして、これについての議論を行いましたし、また、調整会議の役場の中でも十分な議論を行った結果、こういうような結果になったわけでございます。

その後におきましては、年度をまたぐと国の補助が受けられないんで、次の場合は、もう町の補助だけで出しましょうとか、そしてまた、木材を使用していただいたら40万円プラスしましょうと、そういうようないろんな制度をまたプラスしていったということでございます。今後におきましては、今、議員が言われましたように、十分に周知徹底していきたいというようには思っております。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ここ2年、3年かけて私も十分理解をした上でこういう質問をしよるんですけども、住民の中にそういう不公平やという方が最低でも3名はおられます。もっとおられると私は思うんですけども、それ以前に建てられた方と今の差というものが余りにも大きいんでね。そういうことで、次の2点目については……。

○議長（安部 重助君） 藤原議員、2点目は先ほど申されましたんで、町長から答弁もらいます。

○議員（1番 藤原 裕和君） そうやね。お願いします。

○議長（安部 重助君） 不公平その2、13ページ。

山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、2つ目の通学バス等経費の負担についてでございます。この件につきましては、教育長と教育課長のほうから答弁させていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（安部 重助君） まず、澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） 教育委員会の澤田です。私のほうからは、現状と今後の対応方針についてお話をします。

現在、小学校の通学距離については、義務教育諸学校等の施設等の国庫負担等に関する法律施行令において、おおむね4キロメートル以内であることが適正とされています。統合前の神河町内の小学校は通学距離がおおむね4キロメートル以内でしたので、徒歩通学を原則としてこれまで対応してきました。町として公費でバス通学経費を支給しているのは、統合に伴い大きく通学方法が変わり、妥当だと認められたものに限っています。ただ、幼稚園、小学校低学年などで徒歩通での負担の大きい児童・園児について、保護者の要望により、校長が許可し、私費でのバス通学を認めてきたところです。また、新野、野村の園児・児童については、比延地内の歩道が確保されていないことや、以前からJRの利用促進の取り組みの意味も踏まえ、私費で電車通学を認めてきた経緯があります。

そんな中、従来から4キロメートル前後と長い距離を通学している園児・児童がおり、町費負担のバス通学ができないかとの要望も受けているところです。現在、幼稚園、小学校については、登校班を編制し、近隣の園児・児童と一緒に登校するという形式をとっています。このような中で、もし同じ集落の中でバス通学と徒歩通学を個々に選択する、しかもバス通学の負担を無料にするということは、混乱を招くとともに、その境について線を引くということは非常に困難だと考えています。しかし、少子化が進む中で、登下校の際に一人で長距離を歩かなければならない園児・児童も出てきていることも認識しており、安全面を考えると通学方法についての課題もあり、今後、園児・児童の安全面を第一に前向きに検討していかなければならないと考えているところです。

また、バス通学等の町費負担をふやすことについては、給食費なども同じで、誰もが負担が少ないほうがいいわけで、財政面も考えると、それぞれの条件の中で相応の負担をいただかなければならないと考えるところです。無料でなくても、一部負担というようなことも含め検討したいと思います。

質問にあります具体的な年間費用等については、課長からお答えさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松田教育課長。

○教育課長（松田 隆幸君） 教育課、松田です。それでは、私のほうからは、質問にあります幼稚園児と小学生の通学に係る年間費用等についてお答えをしたいと思います。

まず、バス通学に係る経費についてですが、1学期の定期代が1万1,700円、2学期が1万3,140円、3学期が9,240円で、夏休みの期間を除き年間で3万4,080円が負担となります。現在、私費での利用人数につきましては、幼稚園が5名、小学校は4月からの利用はありませんでしたが、この2学期から小学生3名の利用希望があり、私費による利用を認めたところでございます。

また、JR播但線、新野―寺前間の経費につきましては、1カ月940円、3カ月定期が2,680円、6カ月が5,100円で、6カ月の定期を2回買いますと、年間で1万200円の負担となります。こちらのほうの利用人数は幼稚園が4名、小学生が26名、計30名が利用しておるところです。

以上、藤原議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 教育課長、教育長のほうから答弁をしていただいたんですけども、できるだけ皆さんと統合で無料になっとなる児童の方と同じ扱いにしてほしいという声が寄せられております。ただいま金額を調べられて言われたんですけども、実は3人ほど兄弟がおられる方にとっては大きな出費になるかと思う。こういう部分で、今までが4キロということにこだわるのではなくて、もう少しやはりこういう不公平感、この方たちも実は今、合計約30名が利用しておられると。こういう方がやはり不公平感というものを少しでも感じられて、そういうことが私ら議員の、私の耳にも入ってくると思うんですね。

やはりそういうとこで、バス通学をできるだけそういう不公平のないような形で、今後、今までの形ではなくて、少しでも子供の安全・安心という部分で考えていただきたいと思うんですけども、これについてはなかなか難しい問題でもあるんですけども、教育長、再度考える余地がございますか。

○議長（安部 重助君） 澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） このバス通学の公費負担につきましては、議論もしていただきまして、おおむね皆様方が納得したところでのバスの公費負担になってると思っっているんです。通学方法が大きく変わって妥当と認められたものということを表現しましたけれども、そういうことでしておりますが、教育委員会としましてこれから検討しなければならないことは、一人で歩いて帰るといようなことの安全面につきまして、これからどうしたらいいかということを考えていかなければいけないなと思っております。そういうことにおきまして、長距離の通学の子供にとっては、そういうような面でも多く機会が出るだろうけれども、1キロ、2キロの歩いている子供にとっても、バス路線でなくても、ただ一人がぼつんと離れたところを帰っていくといようなこともありますので、そういうようなことについての安全面について、これからいろいろ検討していかなければいけないなと思っております。今までのところは、地域の方々のボランティアの方々の見守り等で迎えに来ていただいたりとかするよな子供も今までありましたの

で、そういうような件についてあわせて考えていく必要があると思っていますところ。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） いろいろ難しい問題もあろうと思うんですね。例えば貝野は昔から歩いて登校されとったようですので、それはそれとして距離をはかったら、やはり4キロ以上ある集落ですね。そういう、山田の藤森議員の奥のほうについても結構距離があるように伺っております。寺前小学校区においては、宮野の奥のほうの方とか、大河についても用田の方も大変遠距離で、そういう皆さんと登校するためにどっかの集合場所まで行かれとるということも聞いとるんですけども、ぜひともこういう子供さんたちのために、統合の方は無料で、そうやない方は従来どおりやというようなそういうような考え方ではなくて、新しくそういうできるだけ負担の軽いような方法も考えていただきたいなと思います。以上です。回答がございましたら。

○議長（安部 重助君） 澤田教育長。

○教育長（澤田 博行君） そういう意見もあるということで、地域の方々にもお話しさせていただきました。ある程度は納得していただいたところなんですけれども、まだまだそういうような意見があるということにつきましては、重く受けとめたいと思います。先ほど言いましたように、通学につきましては、小学校の子供ですので、安全を第一に検討をしていくということで今進めているところでございます。どうぞよろしくお願い致します。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 時間のかげんもございまして、次の質問に入らせていただきます。

先ほども1点目でしんこうタウンの問題を少し述べたんですけども、2点目は、しんこうタウンに公園と公民館の設置をについてでございます。

旧神崎町時代から新しい区としての若者定住の施策で整備計画が計画をされとったかどうか、そこら辺、私も以前のことはわからないんですけども、このしんこうタウンの分譲宅地、この部分について購入をされた方々に大変な今現在迷惑をかけておるといことで、町としてのこれまでのしんこうタウンの分譲のあり方というものが問われとると思うんです。住民の中では、神河町として、しんこうタウン、新しい自治しんこうタウン区という部分で、この若い方々の住民に対して公園や公民館の無償設置をお願いするものでございます。以前は、区長会等でもそういういろいろな自己負担という部分でお話もあったんですけども、この新しいしんこうタウン区としての部分で再度お考えをお尋ねをいたします。

それから、その他としましては、現在、多くの若い世帯がこの神河町に移り住まれて定住をされております。それぞれの区でのつき合いをされとるんですけども、そうした中で、その区に入るために、区に入会金、入村料、こういう部分が区の会計に納める金額が高額ということで、困っておられることも少し耳にしております。区によりその

差はあるんですけども、神河町として現在移住定住を促進する中で、町として何かこれの部分で区の入会、入村料なるものの応援ができることはないでしょうか、この点についてもお尋ねをしたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、藤原議員の2つ目の御質問にお答えします。

まず、しんこうタウンの公園と公民館の無償設置でございますが、公園整備については、子育て世代の皆様が入居されているしんこうタウン区におきましては、ニーズが高いものと考え、法幢寺横に913平方メートルの土地を公園用地として確保しております。また、公民館の予定地としても考えておりましたので、遊具等は設置せず、真砂土の敷きならし整地のみを行い、周囲をフェンスで囲んだ状況で整備をしております。また、維持管理につきましては、しんこうタウン住民説明会等で草刈り等の維持管理をお願いしてきているところです。

公民館の無償建設につきましては、自治会の立ち上げの際に役場政策調整会議、平成25年12月11日に開催しておりますが、そちらで検討を行い、建設用地は、町の分譲経緯等を踏まえ町有地を無償で提供することとし、建設費用につきましては、他自治会との均衡から建設費の地元負担は他自治会と同様の3割負担とする結論に至っており、正式に公民館建設の要望があれば、3割の御負担をいただくことで自治会に回答させていただいた経過がございます。

公園は、人口減少対策として子育て環境整備の一環として必要なものと認識しており、特にしんこうタウンにつきましては子育て世代の住宅地でもあることから、現在の状況でよいのかなど、地域の皆様の意向を確認し、実際に御利用いただける整備に向けた調整を実施してまいりたいと考えております。

次に、新たに区に入るための経費でございますが、移住の際に負担金が必要となる区が13区程度あり、その実態は、権利等を保有するための入村料や集会所の建設負担金、隣保保有資金に見合う負担金など、さまざまな形で区、地域の事情で徴収されています。移住に際しては、移住されてきた方、受け入れていただく地域の皆様、双方がいち早く打ち解け合い、区民として生活できるようになることが大切で、クリーン作戦や祭事など地域行事に積極的に参加していただき、区とのおつき合いをしていただくことが基本です。また、区民として必要な経費を負担することで、地域の一員として発言や行動ができることで、地域の方々との触れ合いやきずなもさらに深まるのではないかと考えています。

町として何か応援できることとの御質問でございますが、地元の方が新宅を構えられた場合などとの公平性を考慮いたしますと、給付的な支援は難しいと考えております。現在、移住コーディネーターが、移住される方に区のあらまじや区の負担金、地元の行事等を事前にお知らせをし、区長様や各区の田舎暮らし相談員につないでおり、今後一層の情報提供を行い、後からこんなはずではなかったといったことのないように努めて

まいります。

以上、藤原議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 町長のほうから説明をいただいたんですけども、以前からしんこうタウンに集会所、新しい区が集会所の建設をきちっと整備計画の中でされておらないと。そういうところで、今現在は貝野区のほうで、その場所をお借りして使用料を払っておると、そういうようなことも少し聞いております。やはり地元負担、これが公平の原則ではあるんですけども、この新しい若い方々がこういう第1期、第2期、第3期と、しんこうタウンでそういう整備計画で移り住まれて新しい住民が新しい区を発足されておりますね。そうした中で、やはりそういう分譲されるに当たっても、できるだけ、例えばもうこういう集会所がございますとか初めから計画の中に公園用地がありますとか、こういうようなことを売りにしてしんこうタウンの分譲をされとったら、もう少し全体的には早く完売に至っておったのではないかなと思います。大変高額なしんこうタウンの用地でもございます。いろいろ無理をなされてしんこうタウンの用地を買われて、また、いろいろなこういう公民館の建設の負担も強いられるということは、私はちょっとおかしいのではないかなという思いをしております。恐らくしんこうタウンは、用地は少しあるにしろ、適当なところがあるにしろ、なかなか建設の3割負担をこの住まわれとる方の住民負担でされるのは、ちょっと無理があるのかなという思いをしております。これからの取り組みでもございますし、神河町の一番の表玄関であります若者定住の分譲宅地でもございますので、こういうところでぜひとも町のお金を投入してもやはり私はすべきやと思うんですけども、そういう結論が出ております。しかしながら、再度こういうことで何とかお願いしたいなという思いもしております。

例えば、ある方が、しんこうタウンを美しい化と、美化をされて分譲されとるという言葉を私、耳にしたんですけども、実際今買われた方がそんなはずではなかったなと。公民館用地は自分らまだお金を払わんなんとか、そういうことで大変負担が次から次に買ったがために後々出てくるということで、大変なこれも不満を抱いておられます。こういう部分が現実であろうと思うんですね。そういうところ辺は、もちろん役場の方、町長初め担当の方もよく御存じだろうと思うんです。何とか救済をできないものかなという思いで、そういう声があったので、2点目の質問をこういう形でさせていただいております。何かこの点について、美化をされて分譲のカタログをされとるというようなそういうことについて、どなたか回答が得られたらよろしいんですけど。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。分譲に当たりましては、当然法的な部分もございますので、法に従った範囲の中で適切に分譲のお知らせをさせていただいております。特にキャッチフレーズとか、そういった部分でイメージとしてお伝えをしたいといったところはございますけれども、そのほ

かで特段何か隠して美化をするようなといったようなことをしておるつもりは一切ございません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ここに新しくパンフレットがないんですけれども、そのパンフレットの中に、新しい区でスタートを今現在されてますね、あと10何区画の販売をされてます。そうした中で、その中に例えば集会所とか公民館とかいうことが入っておりますか。その点について、ちょっと私も確認してないんでわからないんですけども、集会所施設があるとか新しい区の中に存在するんやと、まだこれから、今から建てるんですと、そういうような表示なんですか、その点についてはどうでしょう。

○議長（安部 重助君） 今のお尋ねは、しんこうタウンに公園とか公民館の設置についての話なんです。その辺についてこれからの質問ですけども、あんまり道から外れんようにひとつお願いしたいと思います。

○議員（1番 藤原 裕和君） 住民の方は、美化をされた部分で買ってしまったと、言葉はちょっとぼやかしたるんですけども、そういうようなことで、こんなはずではなかったという方もございます。そういうことは、その中ではやはり公民館が、集会所がこれだけの約30軒、40軒、そういう計画の中で盛り込まれてないという、そういうことの声だろうと思うんです。その点について何かお答え願えたらよろしく申し上げます。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） 反問権よろしいでしょうか。

○議長（安部 重助君） どうぞ。

○町長（山名 宗悟君） 私のほうから藤原議員に、ちょっとわからない点がございまして、そのあたり明確に質問をいただければというふうに思います。

このしんこうタウン分譲に当たってのいろいろなチラシがございまして。そういうふうなものを見られて入居された方が、いや、そんなはずではなかったということを言われていると。これが物すごくいいところばかり表面に出して、隠してる部分があるのではないかなというふうに私は受け取ったわけです。それに対してひと・まち・みらい課長としては、そんなことはないというふうに答弁させていただきました。そこで、そんなはずではなかったという点について、具体的にお示しいただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） それぞれ区画ごとの用地の代金は、分譲価格は出てますわね。そうした中で、その他の経費いうんか、そういう部分でいろいろお金がかかると。以前、委員会でもいろいろ意見も出とったんですけども、水道加入金、今は、新しい方はケーブルテレビの加入金とかそういうやつは無料なんですけれども、補助はいただけるんですけども、そういうことからしても、いろいろ自分らは販売価格に上乗せをして大変なお金をつぎ込んだると。そうした中で、まして最終的には、貝野区と一緒にな

るかなと思っと思ったら、しんこうタウンの区に独立してほしいと。貝野区の方がどうか、そこら辺は私は別にして、新しい区として、そやからそういう部分でとなったら新しい区の公民館なり集会所が必ず必要になります。また、椅子の一つでも必要になる。

○議長（安部 重助君） 町長の今の反問権に対して回答願います。

○議員（1番 藤原 裕和君） そういうところが販売されたときの話とは全然違うから、そういう表向きの美化された部分だけがというようなことを言われたのだろうと、私はこう判断したんですけども。以上です。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。美化という中でいろんなことを言われたわけでございますけれども、先ほども質問の中にございました施設の建設費用等はチラシの中に明記してあるのかという問いもありました。何回か募集チラシを新聞広告の中に入れさせていただいておりますけれども、大変スペースが限られておりますので、お知らせしたいことをいっぱい記載しております。字が小さくはなっておりますけれども、募集の概要という中で、後日、自治会の入会負担金、括弧して集会施設建設費用等が必要となりますといった形でその部分については明記をさせていただいて、周知もさせていただいておりますのでございます。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） 詳しく私が見なくてそういう質問をしたんですけども、そういう3割の負担が分譲宅地を買ったらそれぞれ集会所建設の負担が要るんですよということが、はっきり3割という形は載ってないということですね。そこら辺が、少し私が聞いた方と美化をされたという部分の違いかもわかりません。その私が話をした方は、大分前にその負担が生じますよという広告が入ったかどうか、何回か、新しい区になって新しいそういう広告も変わっておると思うんですけど、そこら辺についても私、確かめずにこういう質問をしとんですけれども、やはり……。

○議長（安部 重助君） 議員必携にも書いてありますんで、一般質問するときには、やはり下調べを十分してから質問するよということも書いてありますので、しっかりそのところは勉強していただきたいと思います。

○議員（1番 藤原 裕和君） わかりました。残る時間がもう10分なんで、要は、新しく買われる方は、3割の公民館の負担金が要りますよということですね。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） そのPRに当たってどういった内容でやっているか、それは、しんこうタウン分譲地1期分スタートする前から現在にかけて、内容的には変わってきているというのは事実であろうというふうに考えております。しかしながら、町として、このチラシ、PR等に何ら偽りはございませんし、入居を考えている方々には誠心誠意対応させていただいたというところでございます。

私、就任しましてから当初と若干変わってきたといえますのは、独立したしんこうタウン区というところでスタートするような当初計画から、やはり人口減少というふうな中から、また一方で、子供会や消防というふうなところは貝野区と一緒にしておつき合いをしているというふうなところから、できれば貝野区としてできないかなというふうな流れが出てきた。ここが当初計画と違ってきたというところかなと。しかしながら、いろいろと議論もしていただく中で、結論としては、しんこうタウン区として今、区の運営をしていただいているという状況でございます。

そして集会所につきましても、新築となれば3割負担というところが出てくるということでもありますけども、用地については、これはもう無償提供しましょうということでもあります。その中で、しんこうタウン区として、その中で協議もしていただく中で、現在、貝野区の集会所を利用させていただいて、その使用料についてはということになっております。そういうところですので、御理解をいただければというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） もう少し時間が欲しいんですけども、残る時間が7分なんで、次、3点目の質問をいたします。これも住民の不安という部分で、少しそれを加えながら質問いたします。

これからの公立神崎総合病院のあり方という病院についてでございます。先ほど藤森議員からも質問がございました。私は、少し方向を変えまして質問いたします。

当町に公立神崎総合病院があることは町にとっても大変強みでございます。また、住民にとっても安心なところでもあります。しかしながら、これまでの病院の運営状況、また、これからの取り組み、これらをどのようになされるか、不安でもあります。時間の都合上、例えば産婦人科がこたしいっぱいですか、そういうことでなくなるという、住民の中には、もう分娩ができないと、そういうような声も聞いております。それからまた、病後児保育、そういう方の声を私も聞いております。そうした中で、いろいろ住民が不安を抱えておられる方も多くあります。

多くのこの病院の不採算部門、総合病院ですので、いろいろ診療料がございます。そうした中で、これからの休日・夜間診療体制、こちら辺についてもどのようになされるのか。また、経営上の組織体制などで改革、改善強化を図られなければならないと思います。先ほど藤森議員からの質問でもあったんですけども、新しく病院がそういう電子カルテ、PACSなどの今までにないような形で取り組まれようとされている転換期であろうと思うんです。病院のトップ、管理者は現在町長でございます。これからの病院の将来のあり方や経営理念、経営方針などの町長の病院の管理者の見解を問うところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、3番目の御質問にお答えさせていただきます。

これからの病院の将来のあり方や経営理念、経営方針ということでございます。

まずは、病院の将来のあり方でございます。北館改築計画にあわせて、地域医療構想と地域包括ケアシステムにおける役割を認識した新たな病院づくりに取り組む必要があります。具体的には、地域医療構想における国の示す地域の適正病床数と公立神崎総合病院の病床利用率等を勘案し、現状の病床を155から140床として運営の効率化を図ってまいります。また、北館改築にあわせて地域医療センターを設置し、病院併設の訪問看護ステーションと協力し、診療圏域の医師会や健康福祉行政機関、介護・看護・福祉施設等と連携を図って、多職種が集まり相談や意見交換ができる拠点づくりを目指します。また、病院では総合診療部を充実させ、地域に即した医療と在宅診療に取り組み、急性期医療からかかりつけ医の役割、そして在宅診療までの包括的な医療に取り組んでまいります。

次に、経営理念、経営方針についてであります。御承知のとおり、和と奉仕を理念として3年置きに中期経営計画を策定し、ハートの触れ合う地域医療を目指して、全職員が病院方針を共有しながら患者様や利用者様に満足と安心を与え、より一層信頼される病院を目指すとともに、職員が働きたい、働き続けたい職場づくりに取り組んでまいります。また、病院の維持、存続、発展のためには健全経営は不可欠であり、今、全国自治体病院協議会の経営診断を受けるなど、経営改善に努めております。しかしながら、今、全国的にも公立病院の経営は依然として厳しい状況が続いており、経営改善に向けてさまざまな視点からの改革が求められております。その一つが経営形態の見直しでございます。これまで公営企業法の一部適用で運営してまいりましたが、全部適用について検討を始めています。

公立神崎総合病院は昭和21年10月に県立粟賀診療所として開設されて以来、約70年の間その時々々の社会情勢や地域のニーズに配慮しながら診療体制の充実や増床など、徐々に規模を拡大しながら地域医療を守ってきました。しかし近年、少子高齢化の波が一気に押し寄せ地域社会が大きく変わろうとしており、人口減少問題や高齢者・福祉問題等の重大な課題に直面しております。特に高齢者医療については、急性期から慢性期、維持期の入院機能に加えて在宅医療の充実が求められており、公立神崎総合病院の役割も大きく変わろうとしています。地域住民にとっては、高齢になるほど近くに病院があることを強く望まれていますし、公立病院がある地域ならではの医療、介護、福祉の連携を期待されています。地域医療構想を踏まえ、地域包括ケアシステムの核となり地域に根差した信頼される病院づくりに邁進しなければなりません。

また、人口減少の中で地域の活性化対策が求められていますが、当院の職員の中にはしんこうタウンなど町内に移り住んでいる者がいることなど、この地域に病院があることでの効果ははかり知れないものがあることも事実であります。地域医療の充実に加えて、地域の活性化の拠点としてなくてはならない病院であることを再認識しながら改革に取り組み、地域のために維持発展に向けて取り組んでまいります。このことを申し上げまして、質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 藤原裕和議員。

○議員（1番 藤原 裕和君） ありがとうございます。神崎総合病院が新しく改革、新しい体制で強化を図り、神河町としての強みを強化していただきたいと思います。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 以上で藤原裕和議員の一般質問が終わりました。

○議長（安部 重助君） ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開を13時ちょうどといたします。

午後0時00分休憩

午後1時00分再開

○議長（安部 重助君） 再開します。

それでは、午前中に引き続きまして一般質問を続けてまいります。

次に、8番、松山陽子議員を指名いたします。

松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 8番、松山です。通告に従いまして、質問させていただきます。

まず、このたびの質問につきましては長谷駅周辺の環境整備について、それともう一つ、町内の公共性の高いトイレ等の環境整備について、最後に神河町赤十字奉仕団の現状と課題についての3点をお伺いしたいと思います。

それでは、1点目の質問です。長谷駅周辺の環境整備についてです。

平成24年3月のJRダイヤ改正で、播但線の長谷駅では停車せずに通過してしまう快速列車が1日上り下りともに4本となり、高校生や一般利用客の不便さは増したままとなっています。そしてそれに対してのJR側は、利用客がふえない限り以前の状態に戻す考えはないとの姿勢を崩しません。

そのような状況を変えるべく、28年度からは長谷駅の利用促進のための運賃助成や29年度は利用促進のための具体的計画の策定を長谷地区の振興を考える会に委託されていますけれども、安全に気持ちよく利用していただくためには長谷駅前の環境整備も重要となっていると考えます。特にトイレの改善と道路の舗装修繕、この道路の舗装修繕につきましては、この道路がJRの土地であるために今年度になってからかと思いますがJRのほうが修繕をしておりますが、その状態が不十分なため急ぎ修繕が必要と考えます。JRがすべきことと町がすべきことを整理し、考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の1番目の御質問にお答えいたします。

長谷駅を通過する快速列車については、播但線沿線市町で組織する日本海と瀬戸内海

を結ぶ播但線複線電化促進期成同盟会としての要望を初め、機会あるごとにJRに要望を行っていますが、議員御指摘のとおり利用者数が少ないことから実現には至っていないところでございます。

しかしながら、長谷地区の振興を考える会や地元栗区を中心にほたるまつりや長谷駅前納涼祭り、長谷駅から生野駅間のウォーキングなど、JR利用者には特典のあるイベントを積極的に取り組んでいただいております、感謝しているところでございます。

長谷駅の利用促進については、平成29年度において長谷駅利用促進計画の策定について長谷地区の振興を考える会に委託し、駅利用に関する課題のみならず地域課題や各区で考えておられる活性化策等も出し合っております、長谷地区全体として長谷駅の利用促進につながる施策について検討を行っております。その中では、もちろん長谷駅周辺の環境整備についても検討事項の一つとなっております。

さて、議員の質問事項にあります長谷駅の環境整備におけるJRがすべきこと、町がすべきことの整理でございます。

長谷駅につながる道路を含め用地はJRの所有地であることから、基本的にその維持管理はJRの責任において管理を行っております。本年5月には地元栗区からの要望に基づき舗装修繕と側溝修繕を実施していただいておりますが、議員御指摘のとおり十分な修繕が施されているかという点については、まだまだ満足いく状態とは言えないと感じております。町といたしましても、駅を利用する方の安全確保のために維持管理面についてJRに要望するとともに、町として必要な措置があれば検討実施したいと考えています。

トイレにつきましては、大変大きな観光資源である砥峰高原を抱える長谷駅ですので、観光拠点となる駅としてふさわしい整備が必要と考えております。

いずれにしましても、地域の皆様の利用という観点と観光客など外部からの利用促進の二面から一定の整備は必要であると考えますので、利用促進計画の内容や議論経過などを踏まえてできることから環境整備に取り組み、長谷駅の利用促進につなげたいと考えています。

以上、1つ目の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。道路の舗装については、町長のほうからもお答えがありましたように水たまりをただアスファルトで埋めてるという状況とか、それから側溝についても崩れてなくなったとこだけを張りつけてるというような状況で、道路についても波を打ったりとかひび割れがあったりとかいう状態で、本当に歩くのにもちょっと歩きづらいというような状況のままで、これで本当に修繕がされたという状況で終わられたということについては不思議に感じております。

ですからJRの土地であるということで、JRが責任を持って改善していただけることが一番いい策だとは思いますが、何となく今までの動きからすると長谷駅に

は力が入っていないというような感じがとられて仕方ありません。

線路の補修整備ですか、それに対する機材などについては長谷駅の空き地のほうに大きなトラックで持ち込んで夜工事されたりとかそういった状況で、地元の方については大変いろんな面で我慢をしておられる部分がある中でそういった状況であるということについては腹立たしく思っておられる方もたくさんおられ、JRのOBである方につきましてもボランティアでホームなり、それからのり面の草刈りなりいろんなことについて整備をして、自分たちでできることはということで力を入れてくださっておられますし、町長懇談会でも声を何回も上げておられるような状況かと思いますが、それに対してもJRのほうは道路の整備についてもうこれ以上もし動かないということとするなら、町としてはどういうふうに考えていかれるのか教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。現状については、今議員が御質問なりの中にありましたとおりでございます。いずれにしても、町としてはまずはやはりJRに対して要望をさらにやっていくということがまず一番にすべき事柄であろうと思っております。その中で、現場を管理局にもごらんをいただくということの中で、まず現場の状況を共通認識をお持ちいただくということがまず最初のステップではなかろうかなというふうに考えております。そこからスタートという形で協議を進めてまいるということで、JRさんのほうが基本はしていただくべき事項だというふうに現状では判断をしておりますので、その部分で協議を強力に町から進めていくということでまずは対応させていただきたいというふうに考えております。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 道路についてはそういう形でやはり現状を見ていただくということになろうかと思い、それで頑張って進めていっていただきたいと思います。

それで次はトイレの状況なんですけど、利用された方がどれだけの方がいらっしゃるかわからないんですが、長谷の駅のトイレというのは町内ほかにはないような状況のままです。入り口には男子用の小便器ですか、2つありますけれども、横も後ろも扉のない中で用を足していただく。女性の方については、その奥に女性用の和式のトイレが1つあるという状況ですので、とてもじゃないですけどよほどのことがない限りはそこへは入ろうと、トイレを利用しようというふうな形にはならないかと思えますし、照明、電気については夕方になってつくセンサーなのかタイマーでつくものなのかわかりませんが、本当に日中薄暗いというんですか、お天気の悪いときに日中であってもなかなか利用するには勇気が要るというような状況のトイレですので、一度見ていただければ現状がわかるかと思えます。トイレというものは駅を利用される方、それから特に観光でJR長谷駅をおりられて一番最初に目にとまるところですし、一番最初に利用される可能性のあるところなんですけど、そういった現状であることからやはりこれ

については早いうちに改善をしていただかないと、その長谷駅の寂しさをそれ以上に増すような状況につながっていくのではないかなというふうに思います。

これについて、これも長谷駅いうんか長谷の利用促進の計画をつくっておられる長谷の振興を考える会のその検討の中で考えていくことかもしれませんけれども、できるだけ早い段階で改築なり何かをしていただきたいと思うんですけれども、これについてはいつごろに着手できればというか、できるのが理想であるのかというふうにお考えがもしあれば教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 藤原ひと・まち・みらい課長。

○ひと・まち・みらい課長（藤原登志幸君） ひと・まち・みらい課、藤原でございます。

トイレにつきましては、議員御指摘のとおり一番出入り口、ホームへ渡る、出てこられたときに一番最初に目にする場所でございます。いわゆる玄関のところにあるということになるかと思えますけれども、現状では今お話にありましたように不便なところもでございます。できるところは早急に対処するというのが原則だとは思っています。ただ、今松山議員の御発言の中にもありましたけれども、現在長谷駅の利用促進計画という中で長谷駅の利用あるいは地域の課題も含めて、長谷地域全体の活性化に向けたような計画にならないかということで今協議を進めていただいております。その中には、長谷駅の周辺の例えばですけれども昔あったような施設を建築をして、昔のにぎわいを取り戻すようなことができないかといったようなことも考えられます。そうなりますと、その中にトイレ等の施設と一緒に新たに新設されるといったようなことも想定がされますので、そのあたりの計画がどういった形で最終的に取りまとめとなるか、そこは一つ判断をさせていただいて対応するということになると思います。

それまでに、やはりどうしても時間がかかる部分については、必要な部分については私どもも関係課と連携をしながら現地を確認する中で、できるところの対応ができればというふうな基本的には考え方でおるところでございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今、ひと・まち・みらい課の藤原課長のほうから昔ながらの建物ということも構想も出てくるやもしれんというふうなお話がありました。昔あすこに駅舎があったというふうに聞いておりますし、それから長谷駅につきましては景色もいいですし電車から一步おりれば四季折々の風が感じられるというような昔ながらのよさを持っている駅かと思えますので、それをやはり地域でも守らないといけないと思うんですけれども、一人でも多くの観光でおりてくださる方もふやすというふうなことからするとやはり環境整備ということが大事かと思えますので、できるだけ夢の持てるような、またみんなと一緒に汗を流して達成感のある中で長谷駅なり長谷地区を守っていこうというような地域の方の思いも上がればいいと思えますし、またそれに対する町民の皆さんの協力という体制もとれるような形でぜひとも早いうちから進めていただいて、できれば理想として快速という電車が長谷駅にとまってもらえるというふ

うなところを目指して、ぜひとも頑張っていたきたいと思います。それについては、地元の方の本当協力が必要かと思えますけれども、行政としてもJRのほうへの要望、それから側面的なバックアップもお願いしていただきたいというふうに思えます。それについて、町長、一言何か御意見があればお願いしたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） ひと・まち・みらい課長の答弁もあったわけですが、私のほうからは補足ということで考えを述べさせていただきたいと思います。

全ては現在進めています長谷駅利用促進計画で長谷地区振興を考える会を中心に今議論をしていただいているというところがございます。これまでのいろんな事業の取り組み、進め方というのは、行政主導で行政が全ての計画をつくって、それを計画内容を地元で説明し事業執行してきたということがございます。今回は少しやり方を変えて、若干時間はかかるかもしれませんが、地域の皆様方で行政も一緒に考えて、それを実現に向けてどう取り組んでいくのかという、そういう手法をとっていこうというふうな中で今進めているところがございます。単に長谷駅利用促進といいますが、乗車数をふやす、また降車数、おりていただく方をふやしていくという取り組みが両方が必要でありまして、そして最初の答弁でも申し上げましたように長谷駅につきましては砥峰高原のお膝元ということになってきますので、現在寺前駅から高原バスも発車しているんですが、そういったことについても長谷駅から発車というふうなことできないのかということも以前から御意見としていただいています。

長谷駅において、そして長谷駅から次の目的地を目指そうとなってくるとそこからのアクセスが必要になってくるわけですが、そうするとJRだけではなくてそれ以外の公共交通というものをどう考えていかなければいけないか。そういうところも利用促進計画の中で十分議論をしていただきながら、もう総合的に長谷駅の利用促進につなげていかなければいけないというふうに思うわけがございます。

したがって、単に道路を改修する、トイレを設置するというだけではなくて、その先に何かあるのかという、何のためにそこを改修するのかというところを十分議論させていただいて、計画ができれば住民との合意形成を図りながら国や県の補助事業を活用していきながら、またそこにこの4年間過疎指定を受けておりますので、現在過疎計画も立てる中でその長谷駅利用促進について過疎債を利用するとなれば、この計画変更も視野に入れながら何とか実現できればというふうには考えるところでございます。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 町長のほうから前向きな回答をいただきましてありがとうございます。

やはりJRが上り下り4本通過してしまったことについては、本当に高校生が特になんですけども不便というのですか、通学に相当な時間的なロスもですけども、いろん

な家族の方にも迷惑かけながら通学しているという状況もありますし、それから買い物に姫路まで行こうと思ってもその帰る時間をちゃんと見ておかないとなかなか家にたどり着かないというふうな状況もありますので、長谷駅利用についてみんなで考えていかないといけないことだと町民の方も皆さん、特に長谷地区の方はわかっておられるかと思うんですが、なかなか車社会ということになりがちですので、やはりJRを利用することについてのいろんな皆さんの思いをできるだけ一つにしていくということが必要かというふうに思います。それにつきましては、私も地元でありますのでできるだけ協力はしていきたいというふうに思っております。

それと、次の質問に移らせていただきます。次は町内の公共性の高いトイレ等の環境整備についてです。

寺前駅それから新野駅、こっつん亭の横にもトイレがあります。また、越知川の川の駅等を含む町管理の施設のトイレについて、荷物の置き場所やフィッティングボードのあるなし等を利用する側に立った上で点検して整備をしていただきたいと思います。町長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の2番目の御質問にお答えします。

2020年東京オリンピック・パラリンピックを間近に控え、ますますユニバーサル社会、いわゆる年齢、性別、障害、文化などの違いにかかわらず誰もが地域社会の一員として支え合う中で安心して暮らし、一人一人が持てる力を発揮して元気に活動できる社会が求められています。神河町としましても、峰山高原スキー場を初めとする観光を地域創生の柱に掲げるとともに、11月25日オープン予定の道の駅「銀の馬車道・神河」ではこの考え方を基本に整備をする予定にしており、今後の公衆トイレの整備につきましては利用する誰もが快適に、かつ不自由なく使えるトイレを目指さなければならないと考えているところです。

公衆トイレについての関係法令の中で、松山議員御指摘のフィッティングボード、荷物置き場につきましては、福祉のまちづくり条例またユニバーサル社会づくり総合指針の中で設置についての考え方が示されています。

まず、フィッティングボードの設置につきましては、義務ではなく推奨となっています。また、荷物置き場につきましても同様です。町管理施設の現状としましても、フィッティングボードが設置してあるトイレはありません。しかし、新設の道の駅のトイレには設置予定であります。

また、荷物置き場につきましても、トイレトーパーとの兼用置き場やドアの内側に戸当たり兼用の荷物がかけフックがついておりますが、大き目の荷物を置けるような台、棚を設置している施設は少ない状況です。しかし、公衆トイレにつきましては神河町を訪れた方や町民の皆様の中でもいろんな障害をお持ちの方や高齢者の方、また赤ちゃんを連れてお母さんなどさまざまな方が利用されます。前述のとおり、観光の町また住み

よい町にするために、利用される方が不自由なく御利用いただけるよう、フィッティングボードや荷物置き場などのユニバーサルデザインの設置につきましては今後積極的に取り組んでまいりたいと考えています。

なお、詳細につきましては住民生活課長からお答えさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、松山議員の質問についての詳細説明をさせていただきます。

まず、フィッティングボードの一般的な用途でございますけれども、1つ目といたしまして子供の衣類やパンツタイプのおむつの交換に使われます。それから2つ目といたしまして、女性の方がストッキング交換の補助に使われます。そして3つ目といたしまして、オストメートの方の服が汚れたときの着がえ用に使われます。オストメートとは、人工肛門や人工膀胱保有者のことをいいます。常時は折り畳んで壁に収納されており、使用時に床の上に台状になるわけですが、大きさは標準的なもので50センチから60センチ四角ぐらいです。ですので都会では女子トイレにも設置されているところもございますが、面積的に後づけの場合は女子トイレでの設置は難しいと考えます。となれば、フィッティングボードが設置できますのは身体障害者用のトイレとなります。しかし、町として身体障害者用トイレに今後設置を検討する上で問題になりますのが設置スペースでございます。現状の町管理施設の身体障害者用トイレには、ユニバーサルデザインでありますおむつ交換台については27施設のうち12施設が設置してあり、またベビーチェアについては27施設のうち6施設が設置されており、オストメート対応トイレは現時点では神崎総合病院しか設置されておりませんが、バリアフリー法の改正に伴い、大規模な施設においてはオストメート機能の設置について義務づけ対象となりました。

また、公共性の高い新野駅、寺前駅、観光施設などはいろんな多くの方が来られますので、できることならこれらの機器の全てを設置するのが理想ですけれども、限られたスペースの中で設置できる機器も限られていることへの御理解をお願いするところです。今後は、松山議員の御質問の中にありました利用する立場に立つことを行政としましてもより一層心がけ取り組んでまいります。

以上、松山議員の質問に対する回答といたします。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。住民生活課長のほうから、施設については27施設のうち12施設についてはおむつの交換台等が設置してあるというふうな形で、押さえられる施設数が27というふうな形なんですが、きょう皆さんのお手元のほうに私がもう勝手につくりました資料を置かせていただいております。これは役場とかの公共的な施設とそれから駅、それと観光施設で思いついたところを抜粋してちょっと調べさせていただきました。その中で、神崎の公民館それからこちらの中央公民館、それと

センター長谷とにつきましてはちょっと回り切れなかったというか、休館日等ちょうどありましたので調べができておりませんが、ほかの施設については理解できた限りでちょっとチェックをさせていただきました。ただ、私の思い違いでちょっとチェック漏れとか間違っただけの印をつけている場合があるかと思えますけれども、一応これを参考にみていただいたらある程度理解していただけるかと思えます。

その障害者用、多目的という形でのトイレがあります。そのほうにつきましては右寄りのほうに表をつけさせていただいておりますが、フィッティングボードにつきましてはこれは着がえをする台なんですけれども、これにつきましては今現在の施設の中では正式な形ではなかった。大黒茶屋につきましては、設置するという計画があるということはお聞きしております。それと、長谷のふれあいマーケットにあります横のトイレに昨年度改修してもらったときにちょっと提案をさせていただいたことを酌み取っていただきまして、木製の踏み板ですけれども設置していただいております。そういったフィッティングボードにつきましては、たしか定価なのかどうか設置費も含めてあるかどうかわかりませんが、7万前後するようなものです。ですけれども、踏み台で賄えるのであればそれも一つの方法ではないかなというふうに思います。

それと、横にありますユニバーサルシート、これについては大人の方が横になれるベッドです。これは神崎病院のリハビリ室のところにあります障害者用のトイレの中に設置しておられます。これは本当に折り畳み式なり壁に取りつけたのをおろしてベッドのかわりに横になれるというものですので、大人の方で、また体の不自由な方、高齢者の方がおむつがえをしたいときに車椅子の上とか車の中ではなかなかそういうことができない場所を探される場合が中にはあるかと思えます。そういった方の利用されるに当たってのベッドというのは物すごい有効なものですので、できれば今は病院だけですけれども、これは正式なものをすると30万とかいうような金額で大きいんですけれども、観光施設もしくは公共施設の中の距離的などところとか、それとかその利用される頻度、そういったところも加味しながら、全てのところではなくって要所要所にそういったところも設置していただければ障害を持った方とかお年寄り、高齢者の方の施設の方の外出の楽しみもふえるであろうかと思えますし、行動を起こされるきっかけにもなるかと思えますので、そういったところも考えていただきたいというふうに思います。

それと洋式、和式の便座ですが、やはりほとんどの方が洋式のトイレを今利用されております。和式が2つ、洋式が1つというのは砥峰高原そうだったんですけれども、やはりどうしても混雑するときには仕方がないんですけれども、もう和式はほとんど使われていないという状況ですし、においがこもる原因にも和式のほうがちょっとあるということもありますので、そういったところも含めながら、どうしても財源が必要なものですので一度に全部のことは入れかえるとかウォシュレットとか暖房の便座とか、そういった機能はいろいろ言えば切りがないんですけれども、観光に来られて気持ちよく利用していただける施設を整備するというのも観光客にとって大きな魅力のあるものだ

思います。

それと、子供を連れてこられる方にとってはやはりゆったりとした気持ちの中でおむつもかえ、それから子供も遊ばせ、そして時にはお乳を飲ます場所もあったら安心して外出してくれるというふうなことです。

私はこれをつくるに当たって、昨日ですけれど砥峰高原とか上がらせていただきました。その中で、やはり女性の方がスタッフが多いところですので、女性目線でいろいろ工夫をしておられました。砥峰高原、下から2段目のところに書いておりますけれども、荷物をひっかけるフック、その場所についても普通の扉の一番上というのは物すごい高い。私が150ちょっとですけど、もう背伸びしないと荷物がひっかけられないものがあったりしますけれども、砥峰高原については高いところだったので手元のところにももう一つつけておられるとか、それからスタッフの方のおうちにある利用されていないベビーベッドを持ってこられて事務所の奥にベッドを設置されておむつ交換、そしてソファでお乳を飲ませてあげる場所をつくっている。カーテンも引いていますよというふうな形で、いろんな工夫をして観光客の方の安心した居場所づくりもしておられます。

やはり町内の施設、そういったところを見るに当たって、整備するに当たってそれぞれの当事者の方の目線というものはやっぱり大事かと思しますので、男性でしかわからないこともあれば女性ならこそわかることもあろうかと思しますので、観光客を気持ちよくおもてなしの気持ちで迎えるとするなら、もう一度全体的なところを見直していただきたいのと、それから町内の方にとっても気持ちよく利用できるこういったトイレとか等につきましても、お年寄りもそうなんですけど女性だけではなく、男性でもですけど、こういった忙しい社会の中でお葬式、お通夜それから仕事、いろんなことをかけ持ちで走り回らないといけない場合、トイレの中もしくはどこかで着がえたいというときにフィッティングボードというものがすごく活用されるものでもありますので、そういったことも含めてもう一度見直ししていただきたいというふうに思います。

そのフィッティングボードとかいろいろ言いましたけれども、それにつきましてももう1枚の資料にそれぞれ一応具体的なものをつけておりますので皆さんの頭の中でイメージしていただきながら、スペースのないところでは設置できないのではないかなということもありますけれども、例えばヨーデルの森でしたらたくさんトイレがある中でそれぞれの特徴を持たせたトイレというんですか、そういったことも工夫されておられますので、そういったことも参考にしながらできる範囲で改善して利用しやすい、気持ちよく安心して利用できるそういった施設づくりをしていただきたいというふうに思います。

それで男子トイレにつきましても、済みません、ちょっと私もこういうこの年になりましたらなかなか男子のトイレにのぞく勇気がありませんでしたので、男子トイレについてはちょっとチェックできておりませんので、それにつきましても含めて整備をしていただきたいと思っております。

それでできればインターネットとかそういったところで神河町の観光をPRされるときにトイレ事情というんか、トイレについてのお知らせも一緒に入れていただくと皆さん安心してドライブなり旅行なりされるのではないかなというふうに思います。それも含めて御検討いただきたいと思いますけれども、これについていかがでしょうか。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、お答えをさせていただきます。

松山議員の御質問の中で、フィッティングボードとか大きな荷物が置ける場所ということで、その2つの機器についてのことがありましたけれども、多分ほかの乳幼児用のユニバーサルデザインも含めたことをおっしゃっているんじゃないかということで、住民生活課といたしましても調査をいたしました。調査内容といたしましては、まずおむつ交換台、それからベビーチェア、それからフィッティングボード、それから大き目の荷物を置ける台、それからオストメイト対応トイレ、その5項目につきまして調査を行いました。それでおむつ交換台につきましては27施設のうちの12カ所、ベビーチェアが6カ所、それからフィッティングボードは新しく設置します道の駅、それから大き目の棚を置ける台につきましては3カ所、それからオストメイト対応トイレは神崎総合病院だけであるという、これはもう有無、あるかないかだけの確認を今時点ではそれしかできておりません。

それで今後の進め方なんですけれども、まずそれぞれの公共施設の用途いいますか、例えば子供さんや高齢者の方や障害者の方がその施設をどういった方がどのぐらい利用されるかという、その状況を把握をしなければなりません。きらきら館とか支庁舎とか保健センターなどは子供さんとか高齢者の方も多く来られると思います。そういった施設につきましては、フィッティングボードとかおむつ交換台とかベビーチェア等が必要になってこようかと思えます。

例えば、寺前駅とかの駅につきましてはやはり多種多様な方が来られますので利用されますので、できればユニバーサルデザイン、オストメイトも含めて設置をされるのは理想ではございますけれども、それがまず1点目の施設の利用者の状況、それからどのぐらいの人数の方が利用されるかいうことをまず確認いたします。

それから、2番目といたしましてはそういった来られた方のニーズ、どういったそういうユニバーサルデザインを求められていらっしゃるか。例えば私は子供を連れてきますのでベビーチェアとかおむつ交換台が必要ですよとか、できたらそういったアンケートでもとってニーズ調査をしなくてはならないと思えます。

そしてそういった段階でニーズとかも調査しまして、その結果を踏まえてどの施設にどういったユニバーサルデザインを設置していくかいうことを考えていくんですけれども、やはり今既存の施設ですので、既存のトイレですので、やはり先ほども申しましたようにそのスペースの問題になってきます。というところ辺でスペースも調査した上で、

改修工事も伴うんですけれども、整備施設それから整備機器の優先順位を考えていきまして、そういった3段階の段階を踏んで設置につきまして積極的に取り組んでまいりたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。ニーズを把握してということですが、特に障害者用もしくは多目的トイレにつきましては、荷物置き場もないいろいろなものがたくさんあるかと思しますので、そちらのほうをまずは最優先に検討していただきたいというふうに思います。これについては住民生活課だけではなくいろんな課にも関係するかと思しますので、協力していただいてできるだけ早いうちに整備していただくことと、それからできるだけPRをしていただきたいというふうに思います。

それでは、時間がちょっとないので次の質問に移らせていただきます。

では、3番目です。神河町赤十字奉仕団の現状と課題についてです。

平成26年3月で町婦人会が解散したことにより、町の赤十字奉仕団も再編成され10数名の団員の方で活動されていますが、課題となっていることはないのでしょうか。また、災害発生時の支援活動の上、今の人数や組織で問題はないのでしょうか。状況を教えていただきたいと思います。

○議長（安部 重助君） 山名町長。

○町長（山名 宗悟君） それでは、松山議員の3番目の御質問にお答えします。

日本赤十字社は、人道と博愛の精神のもと災害救護活動等さまざまな活動を行っており、その活動の一つに赤十字奉仕団があります。

これまで神河町では婦人会が赤十字奉仕団の活動を担っていただいておりますが、平成26年3月末に神河町婦人会が解散したことにより、新たな赤十字奉仕団を目指し平成26年5月から6月末にかけて団員を募集したところ15名の応募があり、平成26年7月から新たな赤十字奉仕団としてスタートしました。現在は21名の団員で活動をしていただいておりますことにお礼を申し上げたいと思います。

今後の課題につきましては、現状の赤十字奉仕団の活動をより多くの方に知ってもらうこと、また趣旨に賛同いただいた方には入団をしていただくことと考えております。赤十字奉仕団活動の輪がより大きなものになることで、活動の幅も広がると考えています。

詳細につきましては住民生活課長からお答えしますので、よろしく願いいたします。

○議長（安部 重助君） 住民生活課。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。それでは、松山議員の質問についての詳細説明をさせていただきます。

婦人会が解散しました平成26年までの奉仕団につきましては、婦人会がそのまま奉仕団でございましたので各区に奉仕分団があり、人数的にも体制的にも充足しておりました。また、自主防災かみかわにおいては、区長会との両輪の立場として災害発生時に

は避難所運営等、赤十字奉仕団としての支援体制も確立されており、ほかにも幅広い内容で赤十字活動に取り組まれておりました。

そして婦人会解散後、新たな赤十字奉仕団を目指し団員を募集したところ、15名の応募がございました。まず応募された皆様の中でどんな活動をしていくのかを話し合っていたことから始め、平成26年9月17日に結成総会が開催されました。その中の活動方針の抜粋ですけれども、私たちの地域にもいつ災害が襲ってくるかわかりません。災害から命を守るという使命のもと、救護法の習得や防災・減災につながる活動に努めるとともに、それらを広く住民に伝える活動に取り組んでいきます。あわせて人間の命と健康、尊厳を守るため、高齢者や子供、体の不自由な人に手を差し伸べる行動を行い、赤十字活動を通して神河町を安心安全な明るく住みよい町にしていきますとあります。

そして3年が経過した現在では、団員数が21名、内訳といたしまして男性7名、女性14名。年齢構成は45歳から77歳までとなっております。現在の活動内容といたしましては、昨年度では熊本地震支援活動、除雪ボランティア、献血協力、ひとり暮らし高齢者の集い、給食サービス、ゆめ花館との交流、福祉施設慰問、AED操作などの各種研修、また視察研修会では鳥取県中部地震支援活動の研修として地震後の被災地に赴き、ボランティアセンターにおける運営状況について鳥取県中部地区奉仕団と交流をしながらの研修を行いました。

また、今年度の視察研修も他の奉仕団との交流を深めながら、災害時の対応についての研修会を考えています。

さて、災害発生時には自主防災かみかわ、日赤兵庫県支部、町社会福祉協議会と連携をとりながらの支援活動となります。現在の奉仕団として可能な支援内容としましては、被災者への救援物資の配布、それから炊き出し、それからAEDを使った人命救助などであり、現状の団員数に見合った、また3年間で身につけた技術を生かした支援となります。さらに、団員数がふえればより内容的にも充実することができ、支援内容についても拡大することができることから、より多くの町民の皆様に赤十字奉仕団の活動を知ってもらうこと、また老若男女その取り組みの趣旨に賛同していただける方には入団をお願いしたいと考えております。今後とも赤十字奉仕団の取り組みが町全体に広がり、また浸透していくよう努めてまいります。

以上、松山議員の質問の回答とさせていただきます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 今現在、神河町の中では21名の方の団員で男性の方が7名ということです。以前、婦人会が存続しているときには各支部の婦人会の支部長さんが日赤奉仕団の支部長という形で出てこられその中で活動しておられましたので、約40人ほどの団員で活動しておられました。それらが一応婦人会が解散という形の中で一からのスタートということの中ですので、男性の方にも入っていただいていた新たな活

動でまた違った色合いで活動されているのではないかなというふうに思います。

ただ、やはり今現在神河町は幸いかな大きな災害もなく済んでおりますのでそう大きな問題にはならないんですけど、もし神河町の中で半分の地域が災害に遭ったとか、それから隣の市町で災害があったときに応援に行かないといけない、炊き出しの応援に行かないといけないというふうなことになったときの体制とすれば、やはりできるだけ多くの方に再度入っていただいての活動というのが一番望ましいものではないかなとは思っています。

私、婦人会の解散のとき、26年ですか、ちょうどそのときに支部長もさせていただいた中で解散という形になりましたので、その赤十字奉仕団の形がどういう形になるかということら辺の部分についても十分に経緯を知っている中なんですけれども、やはり住民の方に関心をもっともっと持っていただいて、できれば大きな組織というものにもう一度戻っていただくことがいいことではないかなというふうには思います。

ちょっとお伺いしたいんですけれども、今現在も社資募金というのを集めておられるかと思うんですが、それについてはどうなんでしょうか、相当会員というんか納めていただく数は減っているという状況、それはちょっとわかりませんか。どうでしょう。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 住民生活課、高木でございます。今の社資の件ですけれども、現在は区長会のほうにお願いをいたしまして募金といいますか、集めていただいております。ちょっと件数、金額とも昨年並みというふうな感じで聞いておりますので、そんな大きな増減はありません。以上でございます。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） それだけ大きな変動がないということについては、やはり赤十字奉仕団のあり方というんですかね、赤十字奉仕団の活動については理解をしてくださっているから協力してくださっているんだと思いますので、なかなか再度その活動に参加していただくというのには協力して下さる、理解をしてくださる方については、今までの婦人会の活動をしておられる方については十分理解しておられるかと思っておりますので、その方に再度目を向けていただくということと、それから若い方についても活動を知っていただくということも大事かと思っております。できればいろんな形の場面でPRをしていただいて、1人ずつでも会員をふやしていただいて大きな活動につなげていただくということが神河町の安心にもつながろうかと思っておりますので、できるだけ日赤奉仕団の活動について見える形でPRなりしていただきたいというふうに思います。

○議長（安部 重助君） 高木住民生活課長。

○住民生活課長（高木 浩君） 松山議員おっしゃるとおりで、今21名の団員の方で活動をしていただいております。もし例えば先ほどの話ですけれども、町内の半分が被

災をした。そしたら残り半分の地域にいらっしゃるその団員の方にそういった支援に当たっていただくんですけれども、やはりそういった場合でも人数的な活動力というものが必要となってまいります。どんな場合にしましても、他市町の応援にしましてもどんな場合でもやはりできるだけ多くの人を助けることが目的ですので、やはり特に若者がちょっと構成的に少ないですので、老若男女もう全てなんですけれども、今後また増員に向けてそういった取り組みを行いまして、より一層のそういう町民の方等を助けていく活動を今後も引き続いてやっていけるように努めてまいりたいと思います。以上です。

○議長（安部 重助君） 松山議員。

○議員（8番 松山 陽子君） 松山です。福崎町については、団員の方もいらっしゃるというふうな状況のものをちょっと資料として持っております。もう消えてしまっ
てはやはりあとの体制はできないと思いますので、ぜひとも今以上に活動か広がることを目指して頑張っていたきたいというふうに思います。

私の質問はこれで終わらせていただきます。

○議長（安部 重助君） 以上で松山陽子議員の一般質問は終わりました。

以上で一般質問を終わります。

○議長（安部 重助君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。あすから9月27日まで休会いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安部 重助君） 御異議ないものと認めます。よって、あすから9月27日まで休会と決定しました。

次の本会議は9月28日午前9時再開とします。

本日はこれにて散会とします。どうも御苦労さんでした。

午後1時57分散会
